

第11号様式の10(第5条関係)

政務活動記録簿(年会費負担)

会派・議員名 山村 幸徳

年月日	2020年3月16日			
年会費名	総合社会福祉研究所 2020年度会費			
相手方	総合社会福祉研究所			
年会費支払目的	社会保障、保健、医療、生活環境などの課題を関係団体、個人が共同して研究活動を行い、国民利益と要求を実現する運動に寄与する。研究成果と情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 社会福祉に関する分野の調査、研究及び資料の収集を行い、機関誌「福祉のひろば」を通じて、調査・研究の成果、または収集資料を公表する</p> <p>◆本会の活動頻度 社会福祉市民講座や社会福祉研究交流集会の開催、自主研究会への強力などをすすめる。月刊「福祉のひろば」等で成果を公表</p> <p>◆参加者の状況 市民講座、シンポジウム等に参加。「福祉のひろば」誌から資料・情報を得て、得た知識、情勢を議会質間に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2400円	2020年度会費 9400円 +振込手数料	/
合計 ●2400円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料：設立趣意書・規約、月刊「福祉のひろば」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

総合社会福祉研究所

設立趣意書

社会福祉は、今戦後最大の転機を迎えています。ことに国民の民主的な運動によって実現させってきた社会福祉諸制度の原則や権利性が根本的に覆されようとしています。

政府・財界が「戦後政治の総決算」路線の一環としてすすめている「社会福祉改革」は、これから社会福祉を、公的な制度による国民の権利として保障するのではなく、「民間活力」によって提供されるサービスを買うシステムに再編しようとするものであり、社会福祉への公的責任の放棄にほかなりません。すでに多くの社会福祉現場では、様ざまな規制や労働諸条件の改悪によって、利用者の権利を守れない事態がうまれています。

こうした制度改悪は国民生活との矛盾をますます深めており、社会福祉の民主的な拡充をめざす運動を発展させ、いのちとくらしを支える実践を導く社会福祉理論の確立は急務の課題となっています。また、21世紀にむけての社会福祉の未来をきりひらく科学的な展望の追究が強く求められています。

私たちは、以上の情勢と課題にこたえる民主的な実践と運動の社会的力量を基盤に総合社会福祉研究所を設立いたします。とりわけ、社会福祉法人大阪福祉事業材団は、雑誌「福祉のひろば」の発行、社会福祉労働者のための「基礎講座」、市民とともに学ぶ「社会福祉市民講座」とはじめとする研究活動を開拓してきました。そして、それらを飛躍的に発展せせるには、ひろく社会福祉の拡充を願う人びとの共同の事業にすべき段階にあることを確認するにいたりました。

同時に、この研究所は、社会福祉や関連する諸分野の運動の組織的な中軸となってきた多くの労働組合や諸団体の要求と共同の努力によってうみだされ、その研究運動を前進させる拠点となるものです。したがって、社会福祉と社会保障、保健、医療、教育、住宅、生活環境関連分野に係わる労働組合や諸団体が、共通の課題に基づき、国民の利益と要求を実現していく運動の発展に寄与していくものであります。

この研究所の役割は、国民生活の実態と社会福祉の労働と運動に立脚した研究を通して社会福祉理論の発展に貢献していくことです。そのためには学者・文化人の方々の協力が不可欠です。また、多くの研究機関、研究運動団体と手を携え、協力、共同して研究活動をすすめなければなりません。そして、何よりも社会福祉に関心をもつすべての人びとの参加・協力によってこそ、この研究所の役割が發揮されるのです。

以上、私たちは、広範な労働者、国民が主人公となり、多面的な研究活動を旺盛に展開しうる新しい拠点として、ここに総合社会福祉研究所を設立するものであります。

(1988年5月8日採択)

規 約

第1章 総 則

第1条(名称)この研究所は、総合社会福祉研究所という。

第2条(事務所)この研究所の事務所は、大阪市天王寺区悲田院町8番12号におく。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)この研究所は、すべての人びとのいのちとくらしをささえる諸権利・制度の発展に寄与するため、主として社会福祉及び関連分野の総合的な調査、研究を行い、その成果を広く普及することを目的とする。

第4条(事業)この研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集。
2. 研究の成果を広く普及するための教育・学習活動。
3. 自主的研究会活動のための援助と協力。
4. 研究所報、研究紀要、その他刊行物の発行。
5. その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

第5条(会員)この研究所の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 この研究所に目的に賛同して入会した個人または団体。
2. 賛助会員 この研究所の事業を援助する個人または団体。

第6条(入会)会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を理事長に提出しなければならない。

第7条(会費)会員は、総会において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。

2. 会員は、会費を1年を越えて滞納した場合、会員の資格を失うことがあるものとする。

第8条(退会)会員は、いつでも理事長に通告し、退会することができる。

第4章 役員

第9条(役員)この研究所に次の役員をおく。

1. 理事 20名以上30名以内(うち理事長1名、副理事長若干名とし、必要な場合は常務理事1名および常任理事若干名をおくことができる。)

2. 監事2名

第10条(役員の選出)理事および監事は、正会員のうちから総会において選出する。理事長、副理事長、常務理事、常任理事は、理事会において互選する。

第11条(任期及び補充)役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条(理事長)理事長は、この研究所を代表し、所務を統括する。

第13条(副理事長)副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

第14条(常務理事)常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理する。

第15条(常任理事)常任理事は、理事長、副理事長、常務理事とともに常任理事会を構成し、所務の執行を推進する。

第16条(理事)理事は、所務の執行を決定する。

第17条(監事)監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

第5章 会議

第18条(会議)この研究所の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第19条(構成)総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

3. 常任理事会は、理事長、副理事長、常務理事、常任理事をもって構成する。ただし、これらの常任理事会構成メンバーは、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第20条(機能)総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①事業計画及び収支予算②事業報告及び収支決算③その他、この研究所の運営に関する重要事項

2. 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①総会の議決した事項の執行に関する事項②総会に付議すべき事項③その他、総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

3. 常任理事会は、理事会の付託を受けた事項を議決するとともに、研究所の事業の企画・推進にあたる。

第21条(招集)通常総会は会期(2年間)ごとの開催とし、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が招集する。

3. 理事会は、理事長が隨時招集する。

4. 常任理事会は、理事長が随时招集する。

第22条(定足数)会議は構成員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなすことができる。

第23条(議決)議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長の決するところとする。

第6章 会計

第 24 条(経費)この研究所の経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 25 条(予算及び決算)この研究所の予算は、理事会の議を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第 26 条(会計年度)この研究所の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。ただし、2006年度については、4月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 事務局及び委員会等

第 27 条(事務局)この研究所の所務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び職員をおく。
3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。
4. 前項に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事長が別に定める。

第 28 条(専門委員会及び研究部会)この研究所の所務を執行するために、理事会の議を経て専門委員会及び研究部会をおくことができる。

第8章 名誉理事

第 29 条(名譽理事)研究所に名譽理事をおくことができる。

1. 名譽理事の任命は、理事会の同意を得て理事長が行う。
2. 任命の報告を総会にて行うものとする。

第9章 規約の変更及び解散

第 30 条(規約の変更)この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第 31 条(解散)この研究所は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

附 則

1. この研究所の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は1990年3月31日までとする。
2. この研究所の設立初年度の事業計画及び收支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. この研究所の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の日から1989年3月31日までとする。
4. この規約は、1988年5月8日より施行する。
 - (2)この規約は、1990年6月3日に一部改正した。
 - (3)この規約は、2002年9月28日に改正し、即日施行する。
 - (4)この規約は、2006年6月17日に一部改正した。
 - (5)この規約は、2008年8月30日に一部改正した。
 - (6)この規約は、2011年8月27日に一部改正した。



第11号様式の10(第5条関係)

政務活動記録簿(年会費負担)

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2020年5月27日			
年会費名	建設政策研究所2020年度会費			
相手方	特定非営利法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など</p> <p>機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2800円	11000円+振替手数料203円=11203÷4(4人で分担)=2800円	20
合計 2800円(すべて政務活動)				
備考	添付資料:建設政策研究所定款、「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

建設政策 研究会

—特集—

町場の仕事を考える

5 2020
No.191

- ◇ 小特集 ベトナム建設事情 技能実習生の母国を訪ねて
- ◇ 建設政策研究所2020年度第1回研究委員会(2020.3.27) 講演から(抄録) 國學院大學労供研究会事務局長 本田一成氏(國學院大學教授) 建設産業における労働者供給事業の現状と課題



特定非営利活動法人 建設政策研究所

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を北海道札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コーポ前川1F 北海道建設厚生協会内、及び大阪府大阪市中央区釣鐘町1丁目1-1 AKレズィデンス 501号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、災害・環境破壊を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会资本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推し進め、国民と労働者・中小業者的生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動
- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動

- (5) 講演・講師活動
- (6) 研究集会・シンポジウム
- (7) その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 団体会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体

(2) 個人会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

第7条 会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

2 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。

但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、附則で別に定める会費（会計年度途中入会会員を含む）を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき

(4) 定款に違反したとき

2 前項第3号、第4号については理事会の議決により決定する

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納められた年会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことができる。
- 3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。
- 3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌握する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。
- 3 専務理事は理事会の決定に基づき、事務局を総括し日常業務を処理する。
- 4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実践する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

第 17 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

第 5 章 総会

(構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、以下の事項について議決する。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 決算報告 | (8) 委員会の新規設置 |
| (2) 事業報告 | (9) 会費の金額 |
| (3) 監査報告 | (10) 定款の変更 |
| (4) 中期計画及びその変更 | (11) 解散 |
| (5) 事業計画及びその変更 | (12) 合併 |
| (6) 予算計画及びその変更 | (13) その他運営に関する重要事項 |
| (7) 役員の選出及び解任 | |

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 20 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の既定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 21 条 総会は、第 20 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 20 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の既定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面ま

たは電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 22 条 総会は、会員総数の 40 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員各々 1 団体 1 名と数える。

(議決)

第 23 条 総会における議決事項は、第 21 条第 3 項の既定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に既定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 24 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の既定により表決した会員は、第 22 条（定足数）、第 23 条第 2 項（議決）、第 25 条第 2 号（議事録）及び第 37 条（定款の変更）の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の内容及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 3 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会等

(理事会の構成)

第 26 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 27 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会の運営に関する事項は別に定めることができる。

(運営会議)

第 28 条 理事会の決定を実践するため、運営会議を設置する。

- 2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び事務局理事で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。
- 3 運営会議は本条第 1 項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

第 29 条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

- 2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。
- 3 各委員会の委員長は委員の互選とする。
- 4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。
 - (1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌・紙類、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、などを行う。
 - (2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会（プロジェクトチーム）の編成及びテーマの分担、研究方法及び発表方法の検討などの研究マネージメントを行う。

(研究会)

第 30 条 必要に応じて、第 29 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会（プロジェクトチーム）を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

第 31 条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。

- 2 研究会に関する事項は別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (4) 研究及び事業に伴う収入

(3) 寄付金品

(5) その他の収入

(予算)

第 33 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

- 2 前項の既定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第 34 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剩余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり、翌年の 10 月末日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 37 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 2 分の 1 以上の多數による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

- (1) 主たる事務所及び從たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 38 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散(合併及び破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜 則

(細則)

第42条 この定款に疑義が生じた場合は理事会の解釈に従う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。

- 2 この定款が既定する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

附 則

(附則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永山 利和	理事	椎名 恒
副理事長	荒井 春男	同	関口 偵雄
同	江澤 和治	同	田中 政広
同	大塚 紀章	同	谷野 洋
同	坂庭 國晴	同	塙原 信介
同	清水 謙一	同	筒井 等
専務理事	辻村 定次	同	福嶋 実
理事	荒川 隆男	同	古澤 一雄

同	今井 拓	同	丸山 信二
同	後藤 英輝	同	三楠 正廣
理事	山田 規世		
監事	深見 勝治	同	藤好 重泰

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 12 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 34 条第 1 項の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 10 月末日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 団体会員 1 口 1 万円
 - (2) 個人会員 1 口 5 千円
 - (3) 賛助会員 1 口 5 万円
7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。
8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与の既定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。
9. 2009 年 7 月 2 日一部変更

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 山村 幸徳

年月日	2020年6月18日他		
年会費名	奈良県統計協会特別会員(団体) 2020年度会費		
相手方	奈良県統計協会		
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため		
按分率の説明	すべて政務活動		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的)は会則第3条のとおり (事業)は同第4条のとおり (会費)は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質間に活かす</p>		
経費	項目	金額	内容
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円
	合計	5000円	(100%充当)
備考	特別(団体)会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料:奈良県統計協会会則(部分コピー)、定期刊行物の表紙(コピー)		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県統計協会会員

昭和 2年	2月 12日	総会議決
昭和 23年	8月 5日	改 正
昭和 24年	3月 5日	一部改正
昭和 28年	2月 7日	全面改正
昭和 29年	2月 26日	一部改正
昭和 30年	8月 25日	一部改正
昭和 31年	2月 26日	一部改正
昭和 34年	10月 1日	一部改正
昭和 39年	4月 24日	一部改正
昭和 45年	5月 22日	一部改正
昭和 50年	5月 13日	一部改正
昭和 51年	5月 27日	一部改正
平成 4年	3月 25日	一部改正
平成 8年	3月 19日	一部改正
平成 8年	4月 1日	一部改正
平成 9年	3月 19日	全部改正
平成 17年	4月 1日	一部改正
平成 18年	3月 17日	一部改正
平成 30年	6月 1日	一部改正

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会員)

- 第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。
- 2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役員)

- 第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
(2) 副会長 3名
(3) 理事長 1名
(4) 理事 若干名
(5) 監事 2名

(役員の選任)

- 第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。
- 2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。
- 3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。
- 4 理事は、各市統計協会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。
- 5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐とともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。
- 5 監事は、この会の会計を監査する。
- 6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができるとする。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。
- 2 换りにより就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

- 第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。
- 2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。
- 3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で開催を決議したとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
 - (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

- 2 理事会は、次の場合に随時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
 - (3) この会則に定めるものほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

- 第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。
- (1) この会の解散
- (2) 財産の処分
- (3) 会則の改廃

(書面表決等)

- 第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

- 第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。
- 2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

- 第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

- 第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

- 第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び收支予算)

- 第26条 この会の事業計画及び收支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び收支決算)

- 第27条 この会の事業報告及び收支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び收支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければ

ばならない。

(剩余金及び残余財産)

第28条 この会は、剩余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 條則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則（第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正）

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則（第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正）

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則（第4条、昭和39年4月24日一部改正）

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正）

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（第9条、平成4年3月25日一部改正）

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正）

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（第8条、平成8年4月1日一部改正）

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日全部改正）

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日一部改正）

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

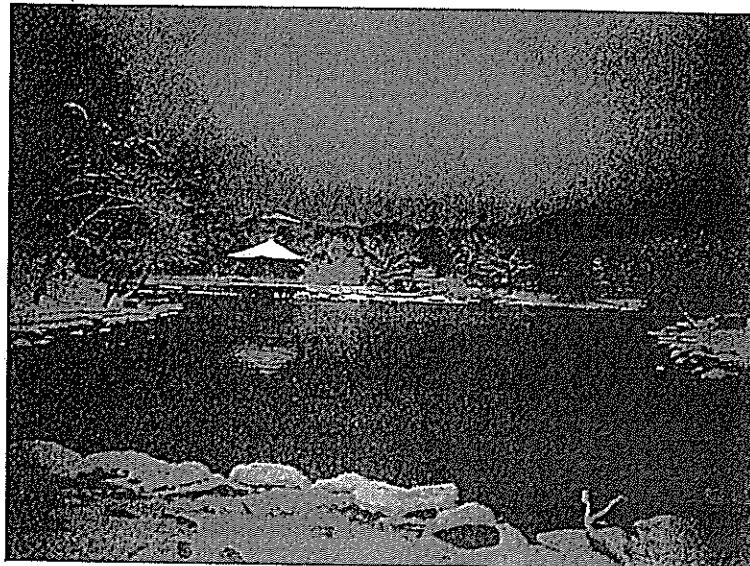
支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

統計レポート

2020年1月号
No.333

特集

- (1) 平成28年度奈良県県民計算経済の概要
 - 建設業、製造業等の持ち直しにより、実質で+2.3%と3年ぶりのプラス成長—
- (2) 家計消費の動向
 - 平成30年家計調査(奈良市)の結果から—
- (3) 平成30年工業統計調査結果確報【奈良県結果】
- (4) 在学者・卒業者数及び卒業後の状況
 - 文部科学省：令和元年度学校基本調査の結果(速報)から—
- (5) 奈良県の賃金・労働時間・雇用の動き
 - 平成30年毎月勤労統計調査地方調査結果から—



奈良県統計協会

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2020年7月29日			
年会費名	奈良自治体問題研究所2020年度会費			
相手方	奈良自治体問題研究所			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	県や市町村の施策や調査報告、研究者や団体の研究・調査報告を収集し、解明、自治体への提言をもっぱら行う研究所であり、同会の資料、報告、提言、発行物はすべて政務活動に活用			
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 別紙、規約の「総則」のとおり、「自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習」をすすめる</p> <p>◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムの定期的開催 研究所機関誌「奈良の住民と自治」の発行（月1回刊）</p> <p>◆参加者の状況 定期的に開催される講座、シンポジウムなどに参加 「奈良の住民と自治」の購読と資料の活用</p> <p>情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2020年度会費	3600円	奈良自治体問題研究所年会費	48
合計 3600円 (100%充当)				
備考	添付資料：機関誌「奈良の住民と自治」表紙、規約（コピー）			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

ならの住民と自治

NO.328 2020・7・15

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F

奈良自治体労働組合総連合会 ☎ 0743-55-3060

《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126

《郵便振替口座》：00920-0-91468 奈良自治体問題研究所

《ホームページ》：<http://narajitiken.sub.jp>

第62回自治体学校 Zoom 分科会・講座等

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年7月に予定していました「第62回自治体学校 in 広島」の代替措置として、8月に「第62回自治体学校 Zoom 分科会・講座等」が実施されます。

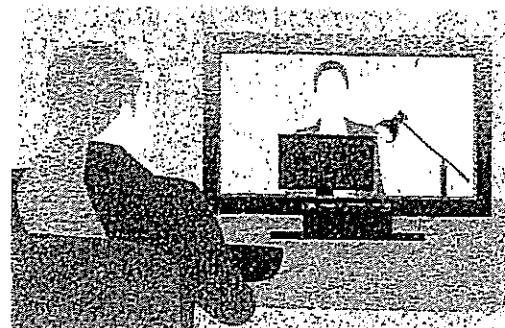
全体会（宮本憲一氏の記念講演、岡田知弘理事長の特別報告）はDVD 視聴となり、分科会・講座についてはZoomミーティングとなります。既に申し込みが始まっていますので、参加を希望される方は、自治体問題研究所（全国研）のホームページからお早めに申し込みください。

奈良自治研は集団受講します

奈良自治研は、Zoomを利用されない方等のために、奈良自治労連事務所をお借りして集団受講をすることにしました。

次ページのとおり12の分科会・講座がありますが、集団受講する分科会・講座は、〇太字で書かれている7分科会・講座です。

全体会の記念講演、特別報告を受けて分科会・講座が構成されていますので、集団受講を希望される方も事前に記念講演、特別報告を聞かれる方がいいです。自治体問題研究所（全国研）のホームページから、全体会DVD+分科会テキスト（会員2000円）をお早めにお求めください。



受講日は、8月1日（土）午前・午後、2日（日）午前・午後、8日（土）午前・午後、9日（日）午後
集団受講は、有料、1回500円です。

奈良自治労連事務所は広くはないため、三密を避けるため人数制限をする予定です。

受講は先着順、会員優先です。

7月27日～30日の間に、城（090-5881-5126）までお申し込みください。

全体会DVD+分科会テキスト（会員2000円）は事前にお求めください。

マスク着用、飲み物等持参、ゴミ持ち帰り厳守

* 奈良自治労連事務所には、来客用駐車場はありません。公共交通機関か、城ホール駐車場又は三の丸駐車場（有料）など周辺駐車場をご利用ください。

住所は、大和郡山市北郡山町246 大和ビル305（大和郡山市役所から北へ数十メートル、3階への階段は入口正面ではなく、建物中央の階段でないと事務所に着きません。）TEL 0743-55-3060

自治体学校に参加しましょう

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い一堂に会した形での開催とはなりませんでしたが、逆に、安価で多くの分科会・講座に参加できることになりました。一流の講師の講演をたくさん聞けるチャンスですので、ぜひご参加ください。事前に自治体問題研究所のホームページをご覧ください。

奈良自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市内におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関わる諸問題について
- (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (4) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
- (6) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (7) その他前条の目的を達成するための事業

第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体

第5条 会費は次のとおりとする

- (1) 正会員、個人会費は月300円（『住民と自治』誌併読は800円）
団体会員は月1口1,000円
- (2) 賛助会員 個人、団体、年額1口5,000円

第6条 入会の承認は理事会において行う

第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) 常任理事（内1名は事務局長） | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

第8条 役員は総会で選出する

- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

第9条 この研究所に顧問をおくことができる

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する
- 3 顧問は隨時理事会に出席して意見を述べることができる

第10条 この研究所に研究員をおくことができる

- 2 研究員は、理事会において選任し総会に報告する
- 3 研究員は、随時理事会に出席して意見を述べることができる
- 4 研究員は、その専門性を生かして研究成果を、研究所ニュースや諸事業で発表する
- 5 研究員には、必要な費用を支払うことができる

第四章 事務局

第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

- 2 事務局長は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

第五章 会議

第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する

- 2 総会は次の事項を議決する
 - (1) 年間の事業(活動)計画
 - (2) 予算および決算
 - (3) 役員の選出および承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他、必要と認める事項
- 3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる
- 4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する
- 5 30名以上の会員の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない

第13条 理事会は役員(監事をのぞく)で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する

- 2 理事会は、理事長が招集する

第六章 会計

第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充てる

第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する

第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

第七章 規約改正および運用

第17条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができます

第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる

付則

この規約は、2018年1月27日より施行する

2000年 1月29日 制定

2001年 1月27日 一部改正

2006年 1月28日 一部改正

2011年 1月15日 一部改正

2018年 1月27日 一部改正

第11号様式の10(第5条関係)

政務活動記録簿(年会費負担)

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2021年3月11日			
年会費名	総合社会福祉研究所 2020年度会費			
相手方	総合社会福祉研究所			
年会費支払目的	社会保障、保健、医療、生活環境などの課題を関係団体、個人が共同して研究活動を行い、国民利益と要求を実現する運動に寄与する。研究成果と情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集を行い、機関誌「福祉のひろば」を通じて、調査・研究の成果、または収集資料を公表する</p> <p>◆本会の活動頻度 社会福祉市民講座や社会福祉研究交流集会の開催、自主研究会への強力などをすすめる。月刊「福祉のひろば」等で成果を公表</p> <p>◆参加者の状況 市民講座、シンポジウム等に参加。「福祉のひろば」誌から資料・情報を得て、得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	7202 円	(2020年度会費 9400円+振込手数料) 7月~3月分	140
備考	添付資料：設立趣意書・規約、月刊「福祉のひろば」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

総合社会福祉研究所

設立趣意書

社会福祉は、今戦後最大の転機を迎えてます。ことに国民の民主的な運動によって実現させってきた社会福祉諸制度の原則や権利性が根本的に覆されようとしています。

政府・財界が「戦後政治の総決算」路線の一環としてすすめている「社会福祉改革」は、これらの社会福祉を、公的な制度による国民の権利として保障するのではなく、「民間活力」によって提供されるサービスを買うシステムに再編しようとするものであり、社会福祉への公的責任の放棄にほかなりません。すでに多くの社会福祉現場では、様ざまな規制や労働諸条件の改悪によって、利用者の権利を守れない事態がうまれています。

こうした制度改悪は国民生活との矛盾をますます深めており、社会福祉の民主的な拡充をめざす運動を発展させ、いのちとくらしを支える実践を導く社会福祉理論の確立は急務の課題となっています。また、21世紀にむけての社会福祉の未来をきりひらく科学的な展望の追究が強く求められています。

私たちは、以上の情勢と課題にこたえる民主的な実践と運動の社会的力量を基盤に総合社会福祉研究所を設立いたします。とりわけ、社会福祉法人大阪福祉事業材団は、雑誌「福祉のひろば」の発行、社会福祉労働者のための「基礎講座」、市民とともに学ぶ「社会福祉市民講座」とはじめとする研究活動を開拓してきました。そして、それらを飛躍的に発展せせるには、ひろく社会福祉の拡充を願う人びとの共同の事業にすべき段階にあることを確認するにいたりました。

同時に、この研究所は、社会福祉や関連する諸分野の運動の組織的な中軸となってきた多くの労働組合や諸団体の要求と共同の努力によってうみだされ、その研究運動を前進させる拠点となるものです。したがって、社会福祉と社会保障、保健、医療、教育、住宅、生活環境関連分野に係わる労働組合や諸団体が、共通の課題に基づき、国民の利益と要求を実現していく運動の発展に寄与していくものであります。

この研究所の役割は、国民生活の実態と社会福祉の労働と運動に立脚した研究を通して社会福祉理論の発展に貢献していくことです。そのためには学者・文化人の方々の協力が不可欠です。また、多くの研究機関、研究運動団体と手を携え、協力、共同して研究活動をすすめなければなりません。そして、何よりも社会福祉に関心をもつすべての人びとの参加・協力によってこそ、この研究所の役割が発揮されるのです。

以上、私たちは、広範な労働者、国民が主人公となり、多面的な研究活動を旺盛に展開しうる新しい拠点として、ここに総合社会福祉研究所を設立するものであります。

(1988年5月8日採択)

規 約

第1章 総 則

第1条(名称)この研究所は、総合社会福祉研究所といふ。

第2条(事務所)この研究所の事務所は、大阪市天王寺区悲田院町8番12号におく。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)この研究所は、すべての人びとのいのちとくらしをささえる諸権利・制度の発展に寄与するため、主として社会福祉及び関連分野の総合的な調査、研究を行い、その成果を広く普及することを目的とする。

第4条(事業)この研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集。
2. 研究の成果を広く普及するための教育・学習活動。
3. 自主的研究会活動のための援助と協力。
4. 研究所報、研究紀要、その他刊行物の発行。
5. その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

第5条(会員)この研究所の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 この研究所に目的に賛同して入会した個人または団体。
2. 賛助会員 この研究所の事業を援助する個人または団体。

第6条(入会)会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を理事長に提出しなければならない。

第7条(会費)会員は、総会において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。

2. 会員は、会費を1年を越えて滞納した場合、会員の資格を失うことがあるものとする。

第8条(退会)会員は、いつでも理事長に通告し、退会することができる。

第4章 役員

第9条(役員)この研究所に次の役員をおく。

1. 理事 20名以上30名以内(うち理事長1名、副理事長若干名とし、必要な場合は常務理事1名および常任理事若干名をおくことができる。)

2. 監事2名

第10条(役員の選出)理事および監事は、正会員のうちから総会において選出する。理事長、副理事長、常務理事、常任理事は、理事会において互選する。

第11条(任期及び補充)役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条(理事長)理事長は、この研究所を代表し、所務を統括する。

第13条(副理事長)副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

第14条(常務理事)常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理する。

第15条(常任理事)常任理事は、理事長、副理事長、常務理事とともに常任理事会を構成し、所務の執行を推進する。

第16条(理事)理事は、所務の執行を決定する。

第17条(監事)監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

第5章 会議

第18条(会議)この研究所の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第19条(構成)総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

3. 常任理事会は、理事長、副理事長、常務理事、常任理事をもって構成する。ただし、これらの常任理事会構成メンバーは、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第20条(機能)総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
①事業計画及び収支予算
②事業報告及び収支決算
③その他、この研究所の運営に関する重要事項

2. 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
①総会の議決した事項の執行に関する事項
②総会に付議すべき事項
③その他、総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

3. 常任理事会は、理事会の付託を受けた事項を議決するとともに、研究所の事業の企画・推進にあたる。

第21条(招集)通常総会は会期(2年間)ごとの開催とし、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が招集する。

3. 理事会は、理事長が隨時招集する。

4. 常任理事会は、理事長が随时招集する。

第22条(定足数)会議は構成員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなすことができる。

第23条(議決)議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長の決するところとする。

第6章 会計

第 24 条(経費)この研究所の経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 25 条(予算及び決算)この研究所の予算は、理事会の議を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第 26 条(会計年度)この研究所の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。ただし、2006年度については、4月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 事務局及び委員会等

第 27 条(事務局)この研究所の所務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び職員をおく。

3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。

4. 前項に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事長が別に定める。

第 28 条(専門委員会及び研究部会)この研究所の所務を執行するために、理事会の議を経て専門委員会及び研究部会をおくことができる。

第8章 名誉理事

第 29 条(名譽理事)研究所に名譽理事をおくことができる。

1. 名譽理事の任命は、理事会の同意を得て理事長が行う。

2. 任命の報告を総会にて行うものとする。

第9章 規約の変更及び解散

第 30 条(規約の変更)この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第 31 条(解散)この研究所は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

附 則

1. この研究所の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は1990年3月31日までとする。

2. この研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3. この研究所の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の日から1989年3月31日までとする。

4. この規約は、1988年5月8日より施行する。

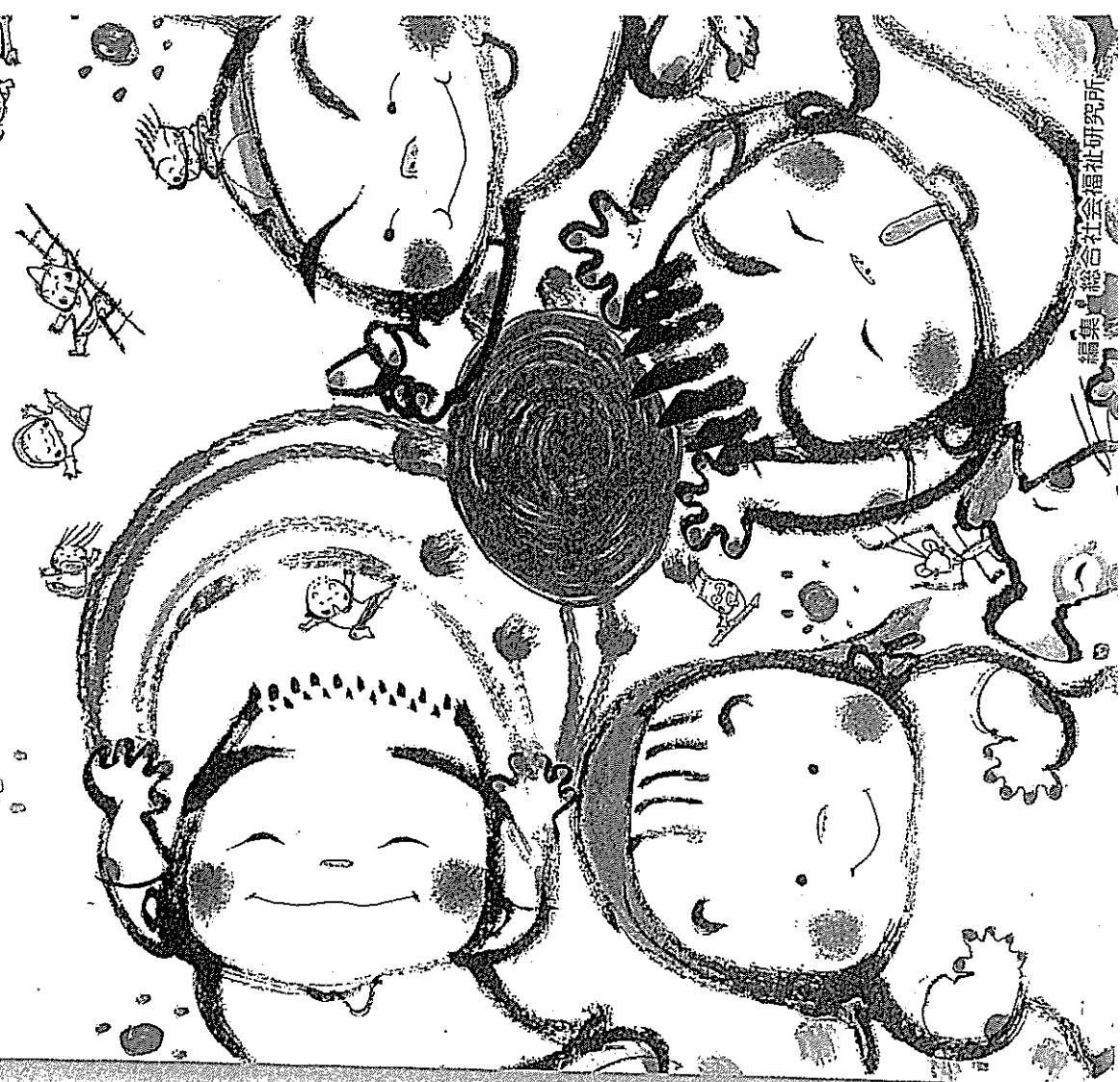
(2)この規約は、1990年6月3日に一部改正した。

(3)この規約は、2002年9月28日に改正し、即日施行する。

(4)この規約は、2006年6月17日に一部改正した。

(5)この規約は、2008年8月30日に一部改正した。

(6)この規約は、2011年8月27日に一部改正した。



福祉のひろば

生活問題に向き合いながら
“公”と“民”

連載

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸徳

年月日	2020年5月12日他			
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2020年3、4月号（57450枚）			
対象者	奈良市民			
配布方法	新聞折込（54450枚）、街頭配布・ポスティング等（3000枚）			
発行目的	2月議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く			
按分率の説明	すべて政務活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2月県議会における予算委員会質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策の抜本的強化を求めて論戦した。奈良市内の事業者を訪問し、実情を聞き取り、県対策本部に伝える活動をおこなった。検査体制の充実、消費税率の引き下げなどを提案した。 ・不要不急の事業を見直し、県民生活と営業を守る施策の推進を求める予算組み替え提案をおこない、その内容を説明した。 ・地域住民の要求実現めざしておこなった議会報告・要求懇談会、県への要望を写真で紹介し、意見・要望を聞く。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	221100円	57450枚 13
	新聞折込代	奈良産経企画	167706円	54450枚 10
合計 388806円（すべて政務活動、100%充当）				
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2020年3、4月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

2000人を対象とした 県立防災訓練実施! 五條市への整備

広域防災振興の整備を予定している五條市に、知事は奥上直樹の駐在地を説教したとして、「直樹



奈良に基地をつくる計画があるかどうかを確認しました

対策、県内への金融支援など口口ナ
衛生基準説明会
などを政府交渉

2月、奈良市内の旅館・木
テルと東大寺門前の土産物屋
業者から聞き取った新型コロナ
ウイルス感染拡大による當
金融支援などを求める政
府交渉をおこないました。防
衛省に「奈良県への自衛
隊駐屯地整備の計画があるの
を確かめました。この政府交渉には大門みき
参院議員、清水ただし衆院
議員が同席、五條市の大谷龍
夫市議が参加しました。

陸上自衛隊の日本沈没船がある
とされますが、2000人を対象とした
訓練を実施していきます。

広域防災振興として、着効化し
た消防隊と合わせて600名の
ヘルパーを備えた拠点整備を行

NFT-C(ナフシク) セミナーハウス整備

農業振興のために、世界的な
料理人を養成するナフシク(国
際料理大学校)は、閣僚乗定
員(20人程度)が極めて15人
を越えていません。卒業
者もわずかの人くらいです。

県は毎年2億2000万円の運
営費を負担。併設したレストラン
も利用者が年々減少。ここに活
性化のため、新たな宿泊施設
設立(セミナーハウス)を約15億円
かけて整備しようとしています。

はじめ見込み通りに投資効
果がない懸念。中止を求めました。

奈良→五條→関西空港 新たなリニア新線

奈良は、リニア新幹線
をすすめていますが、工事がはじ
まつた東京から名古屋間では、
出発の問題や河川の水資源分を排
除する影響の懸念より事がストップ
してしまったのです。知事は奈良市村原町(リニア
から五條、和歌山を通って関西空
港へつなぐ新リニア新幹線整備
する提案をおこない、新年厚生
省から500万円の調査費が計上
されました。

「消費税増税でつぶれた業
者はいません。そのような商
かうトになつた方じやないですア
か」(2月議会・今井光子議
員の一質問にたいする

平城宮跡園芸公園 二セ正倉院(体験)

平城宮跡園芸公園事業には国と
県あわせて900億円の資金整
備がすすめられています。朱雀門
広場の県事業(造園施設やレスト
ランなど)にすこし100億円が
つかわれ、新年度は「体験館」と
して約30億円をかけて正倉院

をまたたけた建物を建設予定です。

しかし、県がしつかり作成すべ
き世界遺産である平城宮の保
存管理計画はまだつくれてこま
せん。発掘調査研究によって解明
された実に基づく整備をしな
くてはなりません。

多額のお金をして、本物の値
打ちを損したくません。

「(新型コロナの影響で
売り上げが落ちたからといふ
こと)で、県が支援をして、いた
らキリがありませんから
補正予算を提案する記者會
に答えて)

ムダなし宣言!

新年より奈良県の皆様

画してみました。
大炎上で、一刻も早く整
備をすくねなくてはなりません。
防衛省も、奈良県への自衛隊
屯地計画はなく述べてもらひに
2000人を対象とした訓練を必要ありませ
ん。

ごみゼロ宣言の町のごみ行政(香川)を 水道事業県域活性化の県(徳島)を

山村さちほ議員の活動を写真
で紹介しています。



日本共産党奈良県会議員団(山村幸穂団長、4人)は2月、ごみゼロ
宣言のまち、また、葉っぱビジネスでも有名な徳島県上勝町と県一本の
水道活性化をすすめる香川県を行政視察。事業推進の苦労や直面してい
る課題などを聞き取り。奈良に活かしたいところが多くありました。



新型コロナウル
ス感染症に対する
予防措置を取
ることで、県がま
たは、県がまつた
う。



「ごみゼロ」と
「ごみゼロのアドバイス」

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸徳

年月日	2020年5月12日他			
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年3、4月(NO. 110) (129700枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込(117300枚)、ポスティング・駅頭配布等(12400枚)			
発行目的	2月定例奈良県議会の提案、議論(質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案。 不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の修正提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	67100円	129700枚分×1/4
	合計 157421円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2020年3、4月号(NO.110)			

注 発行した広報紙を添付してください。

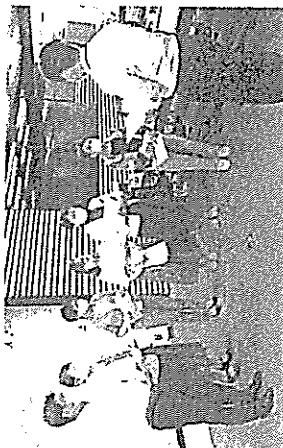
第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

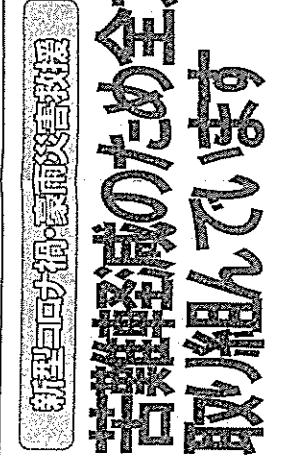
会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2020年8月11日他			
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年7、8月(NO. 111) (129700枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込(117300枚)、ポスティング・駅頭配布等(12400枚)			
発行目的	6月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案。コロナ危機の第2波に備え、PCR検査など検疫体制を強化し、県民の営業と暮らしを守る経済支援強化を求める議会内外の取組を紹介。 ・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の修正提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 ・県営水道料金の引き下げを求める議会論戦、地方議会での意見書採択の状況を知らせ、県の対応を求めた。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	69575円	129700枚分×1/4
合計 159896円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2020年7、8月号(NO.111)			

注 発行した広報紙を添付してください。



緊急活動 奈良県内における感染拡大防止対策の新型コロナ予防活動に同行し、現地と工夫を要望の実現をとめています。



緊急募金 7月豪雨で九州地方を中心に大きな被害がござりました。すぐに駆け付けて救援募金を貰えたくさんの方から募金が寄せられました。

新型コロナ 第2波に備え、医療・検査体制の強化と経済支援を!

6月定期奈良県議会

新規コロナウイルス感染者が東京都などで急増し、奈良県でも7月4日、38日ぶりに感染者が確認されました。日本共産党中央団は引き続き第2波に備え、迅速な経済支援と医

療・検査体制の強化を求めて参ります。

6月定期奈良県議会は、国の第2次補正予算をうけ、2300億円の補正予算を充てて講演が提言されました。

日本共産党は農民の願いを届けて講演しました。

公立・公的病院の再編統合撤回を、病院消滅につながる地域医療機関は中断し見直しを 小林代議員が発表



小林代議員は、代議員で厚生労働省が想定するピーク時の必要な病床数が想定するピーク時の必要な病床数に対して6月1日現在、全国で9割以上と指摘。第2波に備えて十分な病床確保が必須として、病床削減を前提とする「地域医療構造整理事業」により、県内の病床が感染症に対する「地域医療構造整理事業」を実施しております。今後更なる病床削減をする「地域医療構造整理事業」の是正を求めました。

あわせて、大型専門病院を持った

公立・公的病院が公立・公的病院であ

る病院など400を超える公立・公

的病院を活用し、する再編統合

は県独自の医療提供体制をめざすという考え方を示しました。同時に「国

のやり方を断るものではない」として公立・公的病院再編統合の検討課題は検討との考え方を示しました。

小林代議員は、このほか、事業所の閉鎖や中止で大きな影響を受けた高齢者や障害者の実情を示して県の支

援を求めるところに、コロナ禍のも

保健所体制の強化、減収で苦しむ医療機関への支援を

山村善穂議員が一席質問

山村善穂議員は一般質問で保健所職員からの10年前で46%削減されたことを指摘し、PCR検査体制拡充のためにも保健所体制の強化が不可欠と知事に迫りました。荒井知事が了解を示しました。

山村善穂議員は県内医療機関の

多くが、コロナ患者の受け入れに困

わらず、受診機会や感染予防対策な

どで減収している実態を示し、「医療機関が倒産すれば医療崩壊となり県民の命が守れない」と県の支援を求

めました。また、山村善穂議員は、教育研究センターがおこなった「コロナ×こじかアンケート」結果を左上に示して、学級再開に伴う手当やだらのストレスケアや学習支援、感染防止のために少人数学級を実現することを求めるといひました。

不要不急の出発りにてテレワーク実施和用具は、地下トンネル平成・

宮跡体験館建設などを見直し、コ

ロナ禍のやでの生活困難者や中小

企業への経済支援、文化芸術分野の

活動への支援などを求めました。

知事は、医療機関の経営状態

で聞きたいと答いました。

山村善穂議員はこの他、国立立成音

で聞きたいと答いました。

山村善穂議員

県営水道料金の引き下げを

県下の市町村では、新型コロナウイルス感染症の影響から家計を支援するため、水道料金・基本料金を減免する対策が39市町村があります。また、自治体の負担軽減を行ったために、骨

人口ナ感染防止・家計支援
のため水道料金基本料
に取り組んだ市町村

日本共産党新良螺会議員団編べ

良市	<input type="radio"/>	2か月分を免除
和鳴田市	<input type="radio"/>	2か月分を免除
郡山市	<input type="radio"/>	2か月分を免除

5市町議会で県営水道料金見直しの引き下げを求める意

探報 市町村議会でも6月議会において新型コロナウイルスの感染症拡大防止金の引き下がりの影響に伴う県営水道料金が大和高田市、日出町、日野郡山市、櫛原市、川西町、琵琶湖町で意見書が可決されました。県下の自治体、議会の強い要望となつてあります。

本田あつし県議は建設委員会で水道料金の引き下げを討議すべきと質問しました。

また、奈良県水道用料規制条例に
減免条例に関する規定がありません。
更に、紀伊半島大水害では県
の相談があることを理由に県水
道用料規制条例を想定
引き下げるという県としての支援
を考えないと答弁。



奈良市保育と教育の充実を求める会と新日本婦人の会奈良県本部は、学校再開にあたって、子どもたちの心に寄り添い、豊富な学びの機会をつくりながら、今こそ少しだけ教科書離れの実現を目指して、日本精神文化研究所全国会議が開催されました。



「責任を持った仕事をやりきるために、正規職員をしつかり増やしてほしい」と訴えられました。

請願する機関は県民みんながもつ基本的な権利です。このため、請願者の明瞭な連絡先と請願趣旨を明瞭にすること、紹介議員が1名以上必要ということが規定されています。▼今回、県立高等女学院問題では請願提出とともに「委員会での意見聴取」の通告をしましたが、議会運営委員会で請願者が一見られないまま終わることもさせました。▼請願の内容は請願者があらかじめ詳しく知っているものであり、請願者が意旨説明することができます。いくつも紹介議員で審議する議員の質問に答えることもあります。「県民に開かれた議会」を標榜する県民県議会でこのことが認められないのは、県民に「開ざされた議会」では?▼日本共産党県議団は新たに提出された議案を請願会設立のテーマとして、請願の趣旨説明を請願者にと申し入れました。

奈良市保育と教育の充実を求める会と新日本婦人の会奈良県本部は、学校再開にあたって、子どもたちの心に寄り添い、豊富な学びの機会をつくりながら、今こそ少しだけ教科書離れの実現を目指して、日本精神文化研究所全国会議が開催されました。

する権利は県民みんながもつ基本的な権利です。このため、講演者の明確な説明と講演題旨を明記すること、統合議員が1名以上必要ということが規定されています。今回、県立高教開拓課での講演会委員会で講演者がおられました。▼講演の内容は皆様がお聞きませんでした。いくら絶対的であっても、講演者が意旨説明することができます。【県民に聞かれた】講演で「聞かざれた」講演で「聞かざる者」と申入されました。

日本共産党県議会
高橋や公

新理曰は、6月10日県立柏原高等学校にてハローワーク次和田田に行き、感染対策の講習を書き取りました。現在耐候化工事中の柏原高校では、同校校長が、15日から一斉登校となり、通学溝渠では「絶」な状況はさせられない。市内の公共交通機関を借りて補習講習等を検討していると説明しました。この間は、クラウド活動もすべて中止となり、学校に向けて生徒たちのモチベーションを保つため励ましていました。ハローワークでは、雇用調整助成金の中止が、昨年10件だけのところ今年は6月10日時点で371件だ。

初めての本業前が申請の手続きをするため、1回当たり1時間の認証を5回もしなければならない。困からば申請後2週間以内に実施するよう指示されているが効率化の手続きに時間がかかるなど非常に明らかになりました。業種はレンタル専用、自動販賣機、飲食、理容館など多岐に渡り、いずれも人材確保のための助成を求めていました。

対応した職員は、「責任もつて仕事をできる正規職員を育てて欲しい」とおっしゃっていました。【平吉真二】

この他、県議会では特別養護老人ホーム「おすなる館」、自立支援ホーム「ミモザの森」、土木施設などを訪ね取り扱い問題を行ってます。

県立高校の進路を希望する生徒。
保護者の理解と入試の問題に対する

今議会では葛底振の賃外通学車を全画面も同じことをつけ、県立高の定員割を求める問題が提出されました。賃金は誰が付与された委員会での過度協調を求めていましたが、賃金巡査委員会は賃金少額でこれを拒否しました。そのため、財團法人の県民は過度協調をすることはならず、新介護員とならない日本共産党の山村幹紀議員が委員会を趣意前に議論する間に傍聴しました。

委員会で採択を求めるまでは、賃金が多少かで訴えたり

画計編再稿立具



「責任を持った仕事をやりきるために、正規職員をしつかり増やしてほしい」と訴えられました。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2020年9月10日他				
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2020年8月号（56700枚）				
対象者	奈良市民				
配布方法	新聞折込（53700枚）、街頭配布・ポスティング等（3000枚）				
発行目的	6月議会での一般質問、県政上の重要課題の議会論戦を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月県議会における一般質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 ・PCR検査体制の抜本的強化をはじめとする新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策の抜本的強化を求めて論戦したこと、奈良市内の事業者、芸術関係者等を訪問し、実情を聞き取り、県対策本部に伝える活動をおこなつた。 ・国の二次補正で提案されたコロナ対策の制度を紹介。国保税減免等制度を紹介した。 ・2000円滑走路建設で先送りするのではなく、広域地域防災拠点整備をすすめるよう提起した。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	217800円	56700枚	63
	新聞折込代	奈良産経企画	165396円	53700枚	62
合計 383196円（すべて政務活動、100%充当）					
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2020年8月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちはさわらぼです

毎日更新、話題いろいろ。ご意見お待ちしております。

■訪問をお待ちしています■ 山村さわらぼのブログ

山村さわらぼの県議会だより

2020年8月
県議会報告版

日本共産党奈良県会議員団
奈良市笠大路町30奈良県議会内

tel 0742-27-5291
fax 0742-27-1492
eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

6月定期奈良県議会・一般質問

新型コロナウイルス対策!! 天理・検査体制強化と経済対策を!

PCT検査、保健所体制の強化を

保健所職員はこの10年間で46%削減され、保健研究センターも縮小されるなど体質化しています。体制の強化が図らなければなりません。

知事は新規外來の増設や保健職員の増員を行うと答弁。

医療機関への支援

県内の医療機関の多くが、コロナ患者の受け入れにかかわらず、受診控えや感染症防護費を減収しており、経営危機から医療機関が倒産すれば医療崩壊につながることから、県としての支援を求めました。

知事は医療機関の経営実情をおこなって聞き取調べを求めていました。



芸術関係者や地域活性化のため地域の事業者への支援を!

中小企業や個人事業者、芸術関係者が大打撃をうけましたが、すべての事業者を誰一人取り残すことなくもう支援が頼みよう求めました。

不要不急の予算の組み換えを

コロナ後の社会を見据えて、格差と貧富を広げる道筋ではなく、弱者にやさしく県政への転換を。そのため不要不急の大規模開発工事や新幹線誘致やりニア新線の開発推進を止めました。

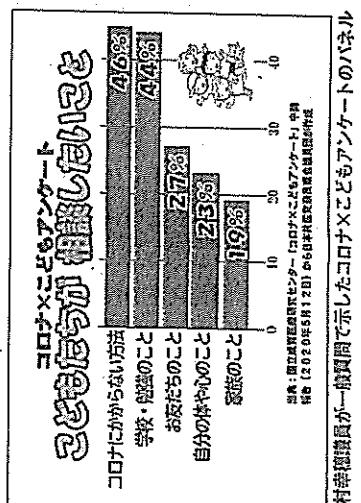


【質疑】一般質問につづく
山村さわらぼ質問
【質問】日本共産党奈良県議団は新型コロナ感染拡大を抑止するため大規模なPCR検査の実施を求めるなど、県議会に対し五次の審議書を提出しました。

進、京奈和自動車道地下トンネル、平城宮跡公園の休憩施設などを見直すよう求めましたが、知事は從来の方針を維持すること答弁しました。

コロナ禍で不安とストレスもたちへ少人数学級の実現で行き届いた教育を行なう

国立成育医療研究センターが全国の子どもたちにこなつたコロナアフ



山村さわらぼが一覧欄で示したコロナ×どもアンケートのバケ

ンカードでも、子どもたちの心への影響が深刻です。心のケアをしっかりとおこなうこと、また、感染防止のために教室での「密」を避け、一人ひとりの子たちが安心して育てるよう、20人程度の少人数学級をするめらう求めました。

教育長は、全國都道府県教育長協議会を通して国に対して要望していくことに答弁しました。

奈良県議會

山村さわらぼ

奈良県議會

日本でのPCR検査は人口比で世界で1位の審査（2020年3月3日現在）。

じて発生してくる日々、陽性率がひじめながらかなりの情報が飛び交うのも現状です。情報開示、予防のための検査の拡充、一刻も早く検査です。

委員會でも一日はおれまつてて新型コロナウイルス

感染が7月4日以降連日、確認されています。

全国で感染者が4万人を超えるました。これが安倍政権はまじめな対策をとりません。

日本共産党が7月28日に緊急申し入れ。感染源地（H1センター）を把握にして、その地域の住民、事業所の労務者全体に対してPCR検査を行い、無症状の感

国の第2次補正予算

暮らしだしと雇用、経営に活用、経営制度を紹介

国の第2次補正予算には、世論と野党の追及におされて、制度の創設や充実が行わされました。奈良県では先に取り組まれた県独自の体操協力金の支給がへた遅れ。県の協力金を受けたことを条件にほとんどの市町村の協力金が給付されますが、どこも受付期間の延長を余儀なくされています。支援制度は新しいものほど使いやすく改良がされているものもあります。積極的に活用しましょう。

労働者本人が申請・アルバイト・パート、派遣でも申請できる。

体操支援金

- (2) 2020年で終了した1ヶ月(休業用)の収入(C)
- (3) 平均月収(B) × 0.5倍の収入(C)
- (4) 支給額 年間収入(A) × 休業用の収入(C) × 12

会社・経営者申請書・「新型コロナ」特例の雇用調整助成金です

雇用調整助成金

- (申請者) 休業手当を支払った会社・経営者
(休業助成) 4月1日～9月末まで
(給付額) 支払った休業手当の100%、上限額は月額3万円
(給付先) 申請された会社・経営者に交付

会社が「雇用調整助成金」をなかなか申請できず、特例の雇用調整助成金ですが、第2次補正予算で創設されました。

(申請者) 休業手当をもらえない方(本人)
上限額 月額3万円
(給付先) 申請された会社・経営者に支給されます。

国保税の減免

- (申請者) 休業手当を支払った会社・経営者
(休業助成) 4月1日～9月末まで
(給付額) 支払った休業手当の100%、上限額は月額3万円
(給付先) 申請された会社・経営者に交付

会社が3ヶ月の国保世帯は「免除」

持続化給付金

- (対象者) 世帯主などの収入が、前年比で3割減以上の世帯
(給付額) 3割減の見込みは、申請者本人が決めることがあります。

いままでの下落がすくない場合は、給付金の対象は、確定申告をしている方、今年の元上のいずれか1ヶ月(C)が50%以上減少している方を対象。

個人は上限100万円、法人は200万円。
以下の計算式で計算してください。

(1) 2019年平均収入(A) ÷ 12 = 平均収(B)

何でもお気軽にどうぞ相談ください

山村さちあき事務所
奈良県幹事会日本共産党議員室

0742(23)3010
0742(27)5291

200メートル走とひ地域防災訓練を立て

知事の窓ぐるの音質問題 ひどいのが

奈良県は来年度予算概要の第一に200メートル走路を備えた奈良防災拠点整備のための支援と陸上自衛隊駐屯地を併設すること

整備予定地は山を削り、谷を埋める大工事が必要な場所で裏木が斜面が掛かります。いつたいじめのうちに予算が必要なのか、全く示されていないものがわからず、すぐじて調査しては2億防衛省は、県議団の問い合わせに、「現在、奈良県に駐屯地をつくことはない」とはっきり明言しています。

この問題について、奈良県平和

防災課は、「200メートル走路は得たあつかきには、自衛隊の育成訓練でアビリティを高めています。

現実には、自衛隊の育成訓練でアビリティを高めています。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動履歴簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸徳

注 発行した広報紙を添付してください。

9月定期県議会

9月定期県議会は9月9日(水)～10月1日(金)の日程で開かれ、2020年度補正予算や2019年度決算などが審議されました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済支援策や、医療・保健体制の確保が大きな焦点となりました。

核兵器禁止条約に早く参加を！決議 賛成少数で否決

2017年7月に開催された「核兵器禁止条約」が、2020年10月24日、中南米の国ホンジュラスが批准し、50か国となりました。核兵器禁止条約は90日後の2021年1月22日に発効します。

これに先立ち、9月定期県議会の最終日10月16日、唯一の複数議員が「全人類の幸福と世界の恒久的平和の実現を目指すため、唯一の複数議員である日本政府がいち早く批准を」と提案議題を提出しました。

が賛成しましたが、自民党、自民党系、公明党、維新の会の15名の議員が反対し、賛成少数で否決されました。

例憲した「ヒバクシャ国際署名推進奈良県民の会」呼びかけ人の施林光生さん(被爆2世)は「残念です。私たちは核兵器の廃絶、核兵器禁止条約の早期実効を求めて運動を進めてきました。今日の県議会で、川口正志議員が「核兵器廃絶を日本国民が訴えなくて、誰が訴えるのか。平和な世の中をつくろう」と賛成討論し、議員各位に訴えられました。この発言に心を奪われました。核兵器を世界からなくす運動と結めはねよう」と話していました。

日本共産党奈良県議会

20年11月 No.112

090-15019883 090-15019883
Eメール naraken-ic@forest.onne.jp



代表質問
山村・幸輔議員

日本共産党的山村幸輔議員は代表質問にて、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済支援策や、医療・保健体制の確保が大きな焦点となりました。また、感染予防の観点から度でも受けられる体制を作りようとなっていました。山村議員は、中小業者への支援について「市町村が実施するアレミラム商品券への上乗せ支援や、県内感染がにつかる『いま食育キャンペーン』のクーポン発行、コロナ対策の無利子融資を460億円に増強する」と答弁。検査体制を実施する上乗せを対象に2週間に亘り検査を実施すると述べたほか、ドライクリーニング店や医療機関を受ける医療機関や福祉施設の現在どこなど若狭する方針を説明しました。

山村議員はこのほか、医療機関の多くが受診控えや検査の延期などを収入が激減し、懸念に頭張る結果が深刻な実態を紹介。ナガラ、医師会や医療機関からも上げられた「地域別診療報酬制度」は、多くの患者が厚生労働省に実施を求めておりました。

斯くして、県民の意見を反映するよう求めました。

青天井に膨らみ続け見るる平城宮跡事業など

独自のコロナ支援を

松原議員は「9月議会には一般会計補正予算案が提出され、小林昭代議員が予算委員会で論議しました。総額286億500万円の大額補正予算ですが、うち約9割は新型コロナウイルス感染症対策。財源内訳は国庫支出金など既存債権から2・3%にすぎません。



小林昭代議員

一方、補正予算には、平城宮跡の多目的エリアとして整備するため計画地は、甲子園球場に相当する広い土地で、土地買収だけで約44ヘクタールに相当する

まことに不要不急の大型開発を中心とすることを求めました。

また、平城宮跡内を通っている

50億円以上と多額になると見込まれています。

小林議員は「今回の補正予算は自主財源はごく一部であり、コロナ支援をしだけ。平城宮跡活用推進事業などを

支活用し、コロナで苦しむ県民への

支援を」と求めました。

人が国の支援事業の対象から外れたり、その実態把握と県民の支援を求めました。また、新型コロナ感染症への対応で、県内で受け入れが困難になるなどが見受けられました。医師・看護師等の確保を強化する必要があるのではないかと質しました。

知事は「奈良の病院はしっかりしていません」と冷たい答弁。小林議員は今後も感染拡大に備え、十分な医師・看護師体制の整備を求めました。

※奈良県議会に持続可能な社会実現を求める決議 (案)

広島と長崎に原爆が投下され75年。核兵器を廃絶し、戦争のない平和な世界を実現することとは、唯一の被爆経験国である日本はとりわけ重要な役割を果たしています。核兵器が存在する、核兵器の拡散も懸念され、人類は大きな脅威にさらされています。

こうした中で広島、長崎の被爆者を先頭に核兵器の非人道的性質を告発してきた日本の市民運動が大きな役割を果たしました。これが核兵器禁止条約は9月7日、国連で核兵器禁止条約が採択されました。

核兵器禁止条約は、これまでに47か国と

なり、あと3か国が批准すれば、核兵器禁止条約は9月30日

に発効する。

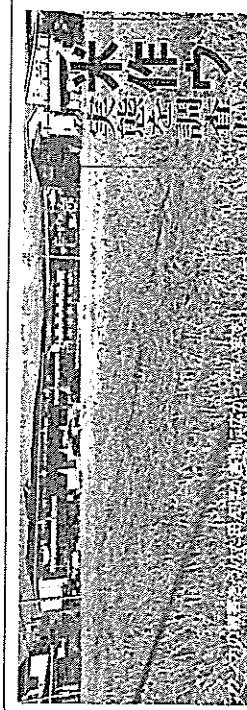
奈良県議会は平成29年3月に全国でいち早く「核兵器廃絶を求める決議」を上げてきました。

全人類の幸福と世界の平和の実現を目指すため、被爆国日本の政局が運営に核兵器禁止条約を押印し、核兵器廃絶の推進的役割を果たすことを強く求めるものであ

る。以上、決議する。

令和2年10月16日

奈良県議会



**日本共产党農業団
農家への聞き取りすすめ、県に要望**

霜刈りの最盛期、雪虫であるウンカによる被害が広がっています。

日本共产党農業団は県内の農業関係者を訪問し被害実態を調査しています。



何うとともに、県当局へ対策を申し入れました。「今年は収穫が3分の1」「とにかく刈れば新しい、遅ければウンカ被害が広がる。保険に入っている人は調査が終わるまで対応しない」など実情は深刻です。

奈良県被害虫防除所は7月31日に「往々報」を発令しました。各市町村に被害が拡大したことなどをうけ、9月17日に第2報を発令しました。市の水田に47%、10月上旬に52・9%となっています。

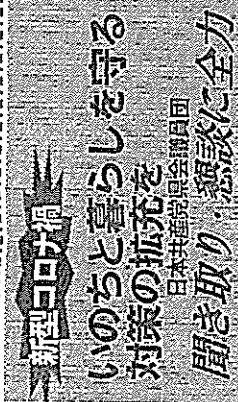
「ウンカ被害が始めた7月の時点では深刻な被害を抱えています。注意報が出されたのは知っていますが、現状把握の調査で広がらなかつたのです。注意報が出されたのは知っていますが、その声も出ています。

日本共产党農業団は10月7、8日、被害をうけた農家を訪問、要望を聞きました。

15日には被害虫防除所で聞き取り。13日には被害農家の支援を求めて県担当部局に要望【上写真】。①被害実態を調査し把握する、②被害農家に資金をはじめとする総合的な支援を打ちこなう、③県として予防対策に万全を期すことにについて求めました。



現地調査をする太田幹部員（大和高田市内）



特別支援学校のバス増車 いのちと暮らしを守る 対策の拡充へ懇談会を開き取り組みを全力

—10月以降も継続的に、国への予算を使って6校に7台のバスが増車され、これまで問題になっていました。日本共産党懇談会は問題解決に向け取り組みを行うと共に、国は今年4月、コロナ禍の中では避難所対策の強化が段階的であります。同時に、10月からも継続されることになりました。引き続き監視します。

大学での対面授業の実施拡大と 学生生活支援を

県立大、女子大、教育大で選択



県内大学を訪問。コロナ禍での学生の様子、学生支援の取組みなど、お話を伺いました。奈良県立大学での学生へのアンケートでは、封面の授業を望む声とともに、「今年は会いたい」という声も多かったのです。また、奈良女子大学では、下宿生が望むことのことでした。また、奈良女子大学では、下宿生を引き抜いて実家に帰ることが報告されました。また、各大学では授業料免除や学食を半額にするなど独自に学生生活を支援する取り組みも実施されています。

そして、県や市に対して、安心して通学できるように、PCR検査を誰でも受けられるようになります。

景気後退と景気回復の両面を踏まえ、 ハコモノを中心とした観光振興の見直しを

今井光子議員は決算委員会で観光振興のあり方について論議。中でも、奈良県の公営事業の富裕層の特権や、各団体の会員優遇などを自慢に誇示されたが、それは必ずしも「奈良県にシスター・ロー」にして知事に質問しました。井知事が理事長を務める組織だが、

定款に基づかない運営やすきんな会員優遇がなされ、パリハラ疑惑や腐敗の大量退職が問題になると指摘しました。井知事は絶対に处分を求めました。井知事は絶対に处分の必要は無いといつ認めた。井知事はこの他、奈良公園バス

ターミナル（45億円）、ロッジショーンセンター（130億円）、奈良公園内の施設「飛鳥山（くわらやま）」（6億円）、なら膳室（100億円）など、モノが業を指し、コロナ禍で県民の暮らしが大変な中、子どもの貧困や児童虐待などの問題が深刻化している。予算の使い方を算定すべき」と忠告を述べました。

コロナ禍の災害対策強化、避難所の感染防止対策強化を求める意見書 太田幹部員が提出表明 全会一致採択

近年多発する豪雨災害にあたり、新型コロナウイルス感染拡大の局面



で災害が起きた場合、「三密」を避けるため通常よりも多くの避難所を開くよう都道府県等に通知しましたが、避難所等における感染対策は非常に重要な問題であり、十分とは言えません。国に指して新型コロナウイルスによる感染対策を予防を強化してはならないと改めて改められました。太田幹部員が提出表明を行いました。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動履歴簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸惠

年月日	2020年12月10日他				
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2020年11月号（54000枚）				
対象者	奈良市民				
配布方法	新聞折込（51000枚）、街頭配布・ポスティング等（3000枚）				
発行目的	9月議会での一般質問、県政上の重要課題の議会論戦を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 9月県議会における代表質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 大型のハコモノ公共施設建設計画など不要不急の事業を抜本的に見直して、コロナ対策をしっかりとおこなうよう提案。医療機関や高齢者福祉施設はもちろん、保育園や大学などの従業員全員のPCR検査をおこなえる体制づくりと予算確保を求めた。 奈良県が五條市への自衛隊駐屯地誘致をしたいがために、広域防災拠点施設に2000㍍滑走路を併設する計画をすすめているが、県民に巨額の負担を強いいるこの計画に反対。南海トラフ地震の備えに必要なのは地域の防災力強化であることを主張した。 意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	207900円	54000枚	98
	新聞折込代	奈良産経企画	157080円	51000枚	96
合計 364980円（すべて政務活動、100%充当）					
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2020年11月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

山村さちほです

2020年11月
県議会報版

山村さちほの県議会だより

■訪問をお待ちしています■ 毎日更新 話題いろいろ、ご意見をお書きください

予算・決算委員会 には後回しの県予算・決算に反対

予算委員会では小林照代議員が論戦しました。一般会計補正予算（総額286億5600万円）は、新型コロナ対策が中心ですが、国庫支出金など9.2%を含め、県の自財源は2.2%だけ。不要不急の平城宮跡整備事業などの見直しを求めました。

決算委員会では今井光子議員が論戦。大型

50ヶ国連で採択された「核兵器禁止条約」が10月、ます。

県議会では、唯一の被爆国の日本政府に条約の調印を求める決議を日本共産党の今井光子議員が提案。趣旨説明をおこないました。

角谷泰良 新政本多、自民党幹部と日本共産党の4

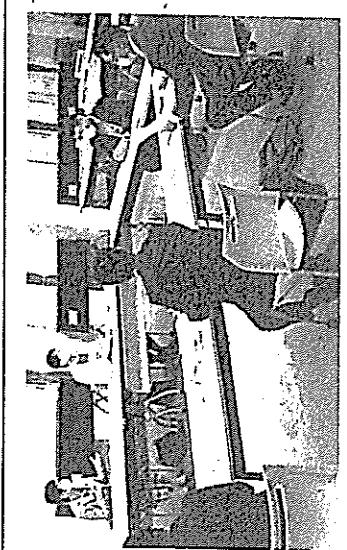
事業（120億円のコンベンションセンター、100億円の文化芸術家村、45億円のバーミナルなど）へコロナ禍で県民が困っていることなども指摘されました。

一方、保育所待機児童の解消や虐待対策、給食費無料化拡充など子育て支援の遅れを指摘。大型事業のムダを見直し、県民の暮らし、福祉充実を後回しにすることなく、しっかりと対策をすすめるよう求めました。

県が出资し、知事が理事長のビジターズビヨードについて、県監査委員会からも指摘された「ざさんな会計処理」、パワハラ疑惑、職員の大過違職などの問題の責任の所在と改善、適正な処分を求めました。知事は、処分の必要なしとの姿勢を表明せません。

県内3大学を訪問・懇談を求めて

日本共産県議団は県内3つの大学（県立大学、女子大学、教育大学）を訪問し、効率授業の実施状況、学生への支援について懇談しました。コロナ禍の中、県立大学では前期はオンライン授業が行われましたが、今は効率授業も併用して行われています。県立大学がおこなつた学生アンケートでは「派遣にあいり」と希望し、効率授業専門を求める声が多く出されたといいます。各大学とも、大学独自にも、学食を半額にするなど学生生活支援に取り組んでいました。



県議会報

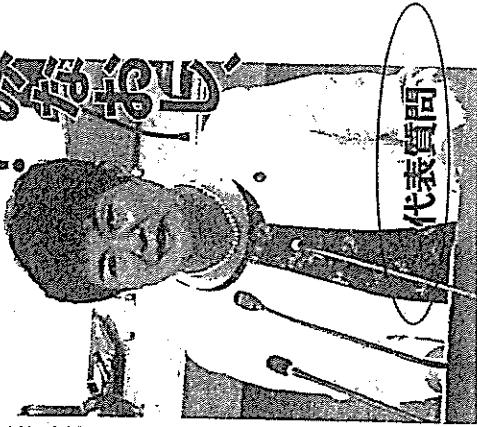
山村さちほ

会派の15名の議員が賛同。自民党、自民党泰良、公明党、維新の会の26名が反対して否決されました。残念ですが、決議の提起に先立ち、「パクシヤ国際署名推進奈良県民の会」の皆さんが各会派に申し入れ・懇談をおこないました。

これからも日本政府に粘り強く批評を求めて、皆さんとともに核兵器廃絶にとりくみます。

9月定期奈良県議会

大型事業のノックをみながら、コロナ対策強化を!



代表質問に立ちました。

コロナ禍が長引くなが、県内中小企業や小規模事業者が倒産や廃業に追いやられないよう持続的な支援を求めました。知事はアドミニアム商品券や「いまならキャンペーン（銀光対策）」のクーポン発行、無利子融資を460億円に増設すること等。PCR検査体制について「医療施設や福祉施設の職員を対象に2週間の検査を実施する」ことや、ドライブスルーチェーン検査外来クリニック4か所、県民が直接受診して検査が受けられる遠隔外来認定医療機関現在所が所などを充実する方針を説明しました。

山村議員はこのほか、医療機関の多くが受診控えや検査の延滞などで収入が激減し、懸命に頑張る職員の

給与が減額されたりボーナスが出せない深刻な実態を紹介。知事が厚生労働省に実施を求めている「地域別診療報酬制度」は、一部の地域だけ診療報酬が引き上げられ、医師会や医療機関からも「患者の負担が増える」と反対の声が上がっています。荒井知事は「医療機関がなくなってしまうのは患者なので、負担をするのは当然との姿勢を崩しませんでした。

山村議員はこのほか、平城宮跡への新たな歴史体験館（50億円）など、コロナ禍で県民が困っているときに不要不急の大型開発を中止することを求めました。

予算・決算委員会

大型事業・ハコモノ建設には優先、福祉・暮らし充実を

予算委員会では小林照代議員が論戦しました。一般会計補正予算（総額286億5600万円）は、新型コロナ対策が中心ですが、国庫支出金など9.2%を含め、県の自財源は2.2%だけ。不要不急の平城宮跡整備事業などの見直しを求めました。

決算委員会では今井光子議員が論戦。大型

お元気ですか

50ヶ国連で採択された「核兵器禁止条約」が10月、ます。

県議会では、唯一の被爆国の日本政府に条約の調印を求める決議を日本共産党の今井光子議員が提案。趣旨説明をおこないました。

角谷泰良 新政本多、自民党幹部と日本共産党の4

豊かな自然のなかで静かに
古代に思いをはせることができる
市民のいこいの場を守るために力を
あわせましょう

平城宮跡公園建設で申し入れ



「古都奈良の自然・文化遺産をする会」の皆さんとともに、
申し入れをおこないました。

朱雀大路東側の体験館整備（3つの建物に約50億円）や
南側のセキスイ跡地での整備計画もすすめられようとしてい
ます。この地域は貴重な遺跡がある可能性の高いところで、
埋設がありきてではなく、平城宮跡の発掘調査や研究にもどづ
いて、活用をされるように、また、市民や専門家などの意見
を直接聞く公聽会を開くなど、市民の意見を反映するよう求
めました。

この巨額の費用が想定されるが、優先
するためには、小規模分散型で身近にそ
して「地域防災力」の抜本的強化
をすすめ、老朽化している県消防
学校の新築移転を最優先すべきだ
と話しました。
*ご意見、感想をお寄せください。E-mail: 0742 (27) 5291

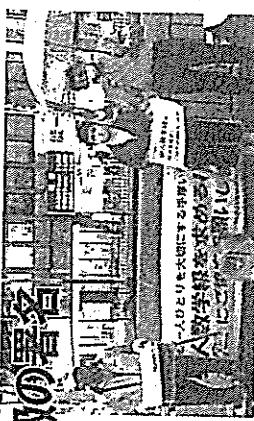
朝平城宮跡 朝堂院広場 いよいよ開場

2012年、国土交通省が平城宮跡国営公園の朝堂院広場を突然埋め立て舗装。貴重なかやねずみなどが生息する自然と景観を壊さないで、署名が集まり、反対運動が高まりましたが、現在何の活用もされず、写真のようにならぬ残念です。工事費は約3億円。こんな無駄遣いは許せません。

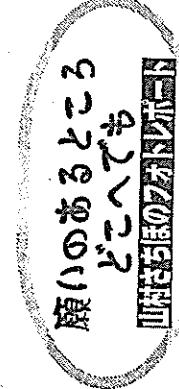
2000年滑走路問題を考える集会 今すぐにするべきは 県内各地の「地域防災力」強化



県がすすめている五條市への陸上自衛隊駐屯地と2000年滑走路を含む大規模広域防災拠点整備はほんどうに必要なのか、学習会が開かれました。岡田知弘自治体問題研究所理事長が講演され、航空港では新たな空港は整備しないことになつておらず、2000年滑走路であつても空港ではない」「600mから200mに変更した理由は、南伊豆島全体の防災対策だが、優先すべきは奈良県の防災対策だ」とあります。県民のいのちと財産を守るために、小規模分散型で身近にそ



コロナ禍で学校の「密」をさけるための少人数学級で、ひとりひとりの子どもを大切にする教育こそ必要だと全国で、20人程度の少人数学級の実現を求める声が大きく高まっています。



山村さちほ農具の活動を写真で紹介しています。



約50年ぶりのウンカ被害。中国、東南アジアから風に乗つて飛来し、イネに寄生し、養分を吸い取っています。県内各地で大きな被害となっています。日本共産党奈良県議団は、被害農家を訪問（上写真：太田敦議員が大和高田市内で現地視察）。10月13日には県担当課に△被害実態を把握する、△被害農家に資金などを支援をおこなう、△予防対策に万全を期すことなどを申し入れ（下写真：県に要望書を提出）ました。



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2021年2月10日他			
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2021年1月号 (48000枚)			
対象者	奈良市民			
配布方法	新聞折込（45000枚）、街頭配布・ポスティング等（3000枚）			
発行目的	11月定例奈良県議会での一般質問、県政上の重要課題の議会論戦を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く			
按分率の説明	すべて政務活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 11月定例奈良県議会における、共産党議員団と山村幸穂議員の政策活動、活動と内容を報告し、意見を聞く。 新年度予算編成にむけては、寄せられた要求をまとめて予算要望。大型のハコモノ公共施設建設設計画など不要不急の事業を抜本的に見直して、コロナ対策をしっかりとおこなうよう提案。医療機関や高齢者福祉施設はもちろん、保育園や大学などの従業員全員のPCR検査をおこなえる体制づくりと予算確保を求めた。 県域水道一体化事業、コロナ対策第8次の要望など課題ごとの政策提案をしらせ、意見を求めた。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	181500円	48000枚
	新聞折込代	奈良産経企画	138600円	45000枚
合計 320100円（すべて政務活動、100%充当）				
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2021年1月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

この辺には日本製鐵株式会社の良具議員
がお見えなさるまではです

2021年01月

吳縣志

日本共産党奈良県会議員団
奈良市登大路町30奈良県議会
tel 0742-2752
fax 0742-27714
naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

山村さちほの集会だより

訪問をお待ちしています。毎日更新

業を守る奈良県予算編成を

新型コロナウイルス感染が全国各地で発生する中、拡大が続いている状況です。菅政権は専門家の意見を重視せず、対策は後手後手。「GO TO キャンペーン」を続けて感染を広げるなど、責任は電力大企業団は奈良県知事にPCR検査の徹底、中小業者や医療機関への支援をはじめ、県民のいのちを守るために、事業を守る対策を重視的にすすめるこじなごくみながらも、これまで2000項目を要望しました。実現に力をつけています。

予算要望書では、保健所機能の強化のため職員体制を根本的に強化する感染追跡を専門にやうなうトレーナーを配置することを求める新型コロナウイルス感染症の拡大防止、医療、検査体制強化などによるのを守る要望の審議を求めました。

A black and white illustration depicting a man in a suit and tie, seated at a desk in what appears to be a study or library. He is intently focused on a small object he holds in his hands. The desk is cluttered with numerous papers, books, and a lamp mounted on a stand. The background features shelves filled with books, creating a scholarly atmosphere.

和元集

コロナ危機乗り越え新しい政治を!

新型コロナウイルス感染症について、これまで政府がすすめてきた医療費抑制のための医療縮小政策や行政職員の削減が間違っていたことが発覚となりました。

人々をケアする医療・介護・保育・教育・公務員の仕事の大切さを改めて想起します。

利潤追求の資本主義を乗り越えて、貧困や格差もない社会、すべての人々の人生が尊重される社会を

求める声が大きな流れとなっていきます。
力をあわせて、新しい時代を切り開くため今年も
頑張ります。

日本井農業が第8次のコロナ感染拡大を防ぐ

日本共産党奈良県議団は、新型コロナウイルスの感染拡大続く奈良県で、ア入院・重症病床の確保や検査の抜本的強化、ワ事業と雇用を継続させ、よりよい医療費負担緩和など要望を求める第8次要望書を発表しました。【上写真】井川吾知事に提出しました。

も機です。国保加入者は非共済適用や年金支給者が多く、高すぎる保険料を払いたくても払えない状態があります。このまま放置して市町村がいに独自の施策が具体化されました。

一律に市町村の取り組みを統一し、便益的な対応で「収容率」の話を進めることが不合理的です。

コロナ禍で暮らしの大変な時、こんな
岱たい対応はどうしてお認めいただけますか。
学生議会での発言をただしました。

日本共産党は 子じもたちの貧困対策や障害支 援に關する幅度の拡充を求 める意見書を全会一致

日本共産党東京本部が提案した「子どもの貧困対策と就学支援に関する制度の抜粋を求める意見書」が全会一致で採決されました。

コロナ禍で追い詰められる女性 安心して年が越せ支権を よううちに特別な支権を

新日本婦人の会が県知事に要望

新日本婦人の会奈良県本部から、知事あてに年末年始の「困難する女性への年越し・生活支援の緊急対策」を求める要望に来られました。非正規雇用の女性の位置や収入の激減、シングルマザーの際立つ困難、子育てや介護の重い負担など、経済的にも精神的にも、女性たちが追い詰められている実態を示し、年末、安心して年が越せるように、特別の支援を要望しました。(2020.12.24)



保育士に定期的なPCR検査実施を!

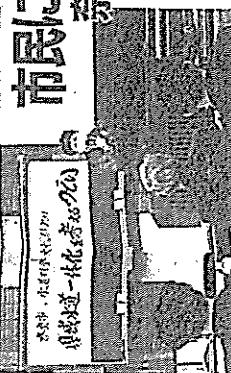
どんな時に必要な医療 を医療保健連絡協議会が県に要望

奈良県保育連絡協議会のみなさんが、「奈良県に要望書を提出、担当課と懇談しました。参加された保護者や保育士から、コロナ禍で、消毒作業が負担になってしまっており、保護者が行なえないなど、保護者と保育士の意見疎通や情報交換に苦労していることなど、施設や保育士の配現場の実情が訴えられました。どんなときにも豊かな保育を実践できるように、施設や保育士の配改善を見直してほしいとの切実な訴えをされました。保育現場では、非正規雇用が半分以上で、賃金があまりにも安い。人手不足が続いている。処遇の実施ができます。保育士に定期的なPCR検査の実施ができます。保育現場の改善が求められます。(2020.12.16)



康いのあるところ どこへでも 「おうちのアコム」

山村さちほは農業の活動を写真で紹介しています。



市民にとつてメリットがなく、5年ごとの水道料金値上げに奈良市水道広域化(県域水道一体化)問題で学習会

を除く市町村水道を統合し、広域的企業とする計画をすすめています。しかし、地域化すれば職員体制もアリムにてき、維持管理の費用や老朽化対策(水管更新など)効率的になり、県の試算によれば、2041年までに644億円の効果があるということです。しかし、市町村からは本当にそんな効果があるのか疑問の声が出ています。現在、各市町村にある浄水場・水源をなくして、県全体で3つの浄水場に集約する計画ですが、災害等発災時にすぐに水を供給できるのか。水道管が長くなればなるほど水質の維持が難しくなるとのことです。今は各水道局が24時間いつでも安全な水を供給し、何かトラブルがあつても直ちに対応してもらいますが、広域化すると現段々にすぐに行けなくなります。

奈良市では約20年間、水道料金を値上げせずに頑張つており、県下でも安料金ですが、広域化されると5年ごとに値上げされ、約3割も高くなります。また、企業団経営になると市議会では議論されず、市民の目が届かなくなります。市民にとってメリットはなく、負担増になることから広域化には参加しないよう求めて、運動を始めます。正義感・懸念・一体化について語りました。

地下埋蔵文化財や地下水への影響が心配です 情報の公開と住民参加で検討を

西大寺駅及び平城宮跡周辺の踏切が駆除改進法に基づいて改良すべき踏切と指定されました。県は、近畿が対策を実施しています。

県は、平城宮跡内の鉄道を大宮通りへ移設する案を提案し、この案を基本に今年3月末までに決定することです。

しかし、大宮通りへの移設には、多額の費用がかかり、もし鐵路を地下化すれば、世界遺産となつた木簡など

地下埋蔵文化財や地下水(木簡を守つべき)への影響も心配です。自然や景観、環境への影響、安全性や利便性など住民の生活にも大きく影響します。

經濟対策は必要ですが、他の方法も含めて住民参加で検討をすすめてほしい。



い、これまでの検討結果や調査結果などの情報を公開して、県民の意見を聞く場を設けてほしいと、「古都奈良の自然と文化遺産を守る会」の皆さんと要望しました。

奈良県が文化会館と美術館及び周辺の一体的な整備構想を計画し、県の婦人会館を取り壇しました。跡地を巡回調査したところ、重要な遺跡が発見されました。

奈良時代後半の瓦礫で、当時造営された興福寺の瓦をつくっていたための

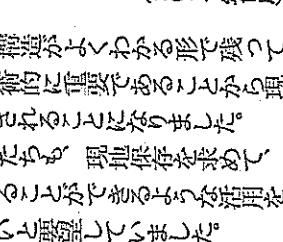


呉原人会館跡地の発掘調査の様子
(2017年11月)

おり、当時の構造がよくわかる形で残つて地で保存されることになりました。わたしたちも現地保存を求めて、本物を見ることができるような作用をしてほしいと要望していました。

奈良大路の墓跡保存へ

奈良人会館跡地



呉原人会館跡地の発掘調査の様子
(2017年11月)

安全で住みやすさとして 地域づくりをめざさして

白川奈良市議会で県政市報報告会

白川市議の地域で、講会報告会が開かれました。

奈良市が計画している新しいごみ焼却施設がどうなるのか、大きな関心を呼んでいます。大規模な広域施設ではなく、ごみの減量を進め、環境に配慮した小さい施設にしてほしいという要望も出されました。(2020.11.07)

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動信録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2021年2月10日他			
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2021年1月 (No. 113) (129700枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (117300枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400枚)			
発行目的	11月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 11月定例奈良県議会における本会議質問、委員会質問など論戦と要望・陳情活動を紹介し、意見を求める。 予算要望、コロナ対策第8次要望書提出で、県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療機関と中小企業の営業を守る対策の推進し、不要不急の大型事業を見直して財政をつくりだすよう提案した。 政府公表の資料で奈良県の医療従事者への「慰労金」支給が全国最下位のペースで交付されていることを示し、医療従事者、社会福祉施設従事者への慰労金交付を急ぐよう提案。 国民健康保険の運営方針見直しで保険料引き上げと収納対策強化策がとられたことを知らせ、読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	69300円	129700枚分×1/4
合計 159621円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2021年1月号 (No.113)			

注 発行した広報紙を添付してください。

国民健康保険・運営方針見直し 県民に大きな負担 「収納対策」で

2020年1月19日に奈良県国民健康保険運営協議会が開かれ、2021年4月からの運営方針が改定されました。その主な内容は、これまでの収納率による算定に変更。これに伴ない市町村は保険料にかけられなくなる。①保険料の計算に使用する収納率をから「二極化」(市町村別39%)に分かれて算出。②財政難解除を押さえ、ターゲット化マニアルを作成。長期専門医療料・一部賃金の減免は基本を統一し、市町村独自策を認めるなどです。

奈良県は、現在市町村ごとに定めている保険料を2024年度に統一化することをめざしていますが、今回の運営方針改定はこのことを念頭に置いています。

医療機関によって住民の平均所得や医療体制に違いがあり、通勤距離をはじめ日常的な往來は避けられません。「緊急事態」と同等の強力な感染防止対策が求められます。

県民の不安をとりのぞき、医療の崩壊を防ぐために、以下の点について

2020年1月19日に奈良県国民健康保険運営協議会が開かれ、2021年4月からの運営方針が改定されました。その主な内容は、これまでの収納率による算定に変更。これに伴ない市町村は保険料にかけられなくなる。①保険料の計算に使用する収納率をから「二極化」(市町村別39%)に分かれて算出。②財政難解除を押さえ、ターゲット化マニアルを作成。長期専門医療料・一部賃金の減免は基本を統一し、市町村独自策を認めるなどです。

奈良県は、現在市町村ごとに定めている保険料を2024年度に統一化することをめざしていますが、今回の運営方針改定はこのことを念頭に置いています。

医療機関によって住民の平均所得や医療体制に違いがあり、通勤距離をはじめ日常的な往來は避けられません。「緊急事態」と同等の強力な感染防止対策が求められます。

県民の不安をとりのぞき、医療の崩壊を防ぐために、以下の点について

あります。このじょうを考慮して市町村に独自の施策が具体化されましたが、一律に市町村の取り組みを統一、非正規雇用や年齢層が多く、保険料を払いたくても払えない実態が

くり対策も様々です。保険加入者は非正規雇用や年齢層が多く、保険料を払いたくても払えない実態が

あります。このじょうを考慮して市町村に独自の施策が具体化されました。一律に市町村の取り組みを統一、非正規雇用や年齢層多く、保険料を払いたくても払えない実態が

あります。このじょうを考慮して市町村に独自の施策が具体化されました。これを受けた月議会で「収納率」のみを追加することは不必要です。みなさまと共に肩を並べ、改善へ邁進する決意です。

「口コロナ禍のもと奮闘する職員の頑張りに応えるべき」

一般職員一時金引き下げに反対 小林照代議員が討論

人質として一時金削減勧告を受けた奈良県人材委員会は東京の期末手当を改定しました。これを受けて1月議会で前回議会で提出された「令和3年度業務量が増える中、県民の命と命を守る新型コロナ危機の中とて、奈良県の公務員の給与改定に賛成」を採択されました。

今回の改定にともない一般職員一人当たりの平均削減額は0.1ヶ月分の0.9万円(0.1ヶ月の引き下げ)で改定しない限りは4県ある

中で、これによる期末手当は近畿2府4県で賄償となりました。

他の公金との会計が算定。日本共産党中央の小林照代議員は反対論に立ち、「引き下げに賛成」を改めて賄償しました。

公金を守るために公務員の給与改定に賄償を認めました。

奈良県は、現在市町村ごとに定めている保険料を2024年度に統一化することをめざしていますが、今回の運営方針改定はこのことを念頭に置いています。

医療機関によって住民の平均所得や医療体制に違いがあり、通勤距離をはじめ日常的な往來は避けられません。「緊急事態」と同等の強力な感染防止対策が求められます。

県民の不安をとりのぞき、医療の崩壊を防ぐために、以下の点について

て早急な対応を求めます。

政府は昨年、大阪府・兵庫県・京都府と隣接しており、通勤距離をはじめ日常的な往來は避けられません。「緊急事態」と同等の強力な感染防止対策が求められます。

県民の不安をとりのぞき、医療の崩壊を防ぐために、以下の点について

て早急な対応を求めます。

1. 大阪・兵庫・京都などへの通勤や往来を避けられない方など、希望する県民がPCR検査を受けられるよう対象を拡大し、検査体制を強化すること。

2. 関西圏へ、大阪・兵庫・京都などに通勤している労働者のテレワークを推進するよう押し入れること。

3. 医療機関、介護・福祉・保育施設、学校など、出入り業者などへの定期的なPCR検査によるリスクが高い施設に勤務する職員、入所者、出入り業者などへの定期的なPCR検査の拡充を実現すること。

4. 感染防止のために、現場の最新情勢で追跡や入院調整などを実行している保健所の人員体制を根本的に強化すること。

5. 政府による医療介護従事者への慰労金支給が大幅に遅れており、奈良県の支給額は全国ワーストである(12月15日現在、医療分=右表参照)。早急に支給する手立てをとること。

6. コロナ対応病床の占有率が、国の指標で「ステージ4」にあたる50%を超えた中で緊急に病院確保を求めることがあります。

7. 奈良県が行っている「キャンペーン」は中止すること。

8. 緊急時給食、その関連業者など、自衛による影響を受ける事業者へ、事業規模や形態に見合った十分な支援を行うこと。

9. 持続化給付金、雇用調整助成金の申請を国に求めること。

10. 地域ごとの感染状況、受診や検査での医療機関の情報、有効な感染防止策(マスクの正しい使い方等)などをわかりやすく県民に知らせるとともに、知事が先頭にたって対策強化を発信すること。

以上

社会的PCR検査の本格的拡充と医療備蓄、中小企業への十分な補償を

日本共産党奈良県議会

奈良県は、現在市町村ごとに定めている保険料を2024年度に統一化することをめざしていますが、今回の運営方針改定はこのことを念頭に置いています。

医療機関によって住民の平均所得や医療体制に違いがあり、通勤距離をはじめ日常的な往來は避けられません。「緊急事態」と同等の強力な感染防止対策が求められます。

県民の不安をとりのぞき、医療の崩壊を防ぐために、以下の点について

て早急な対応を求めます。

政府は昨年、大阪府・兵庫県・京都府と隣接しており、通勤距離をはじめ日常的な往來は避けられません。「緊急事態」と同等の強力な感染防止対策が求められます。

県民の不安をとりのぞき、医療の崩壊を防ぐために、以下の点について

て早急な対応を求めます。

1. 大阪・兵庫・京都などへの通勤や往来を避けられない方など、希望する県民がPCR検査を受けられるよう対象を拡大し、検査体制を強化すること。

2. 関西圏へ、大阪・兵庫・京都などに通勤している労働者のテレワークを推進するよう押し入れること。

3. 医療機関、介護・福祉・保育施設、学校など、出入り業者などへの定期的なPCR検査によるリスクが高い施設に勤務する職員、入所者、出入り業者などへの定期的なPCR検査の拡充を実現すること。

4. 感染防止のために、現場の最新情勢で追跡や入院調整などを実行している保健所の人員体制を根本的に強化すること。

5. 政府による医療介護従事者への慰労金支給が大幅に遅れており、奈良県の支給額は全国ワーストである(12月15日現在、医療分=右表参照)。早急に支給する手立てをとること。

6. コロナ対応病床の占有率が、国の指標で「ステージ4」にあたる50%を超えた中で緊急に病院確保を求めることがあります。

7. 奈良県が行っている「キャンペーン」は中止すること。

8. 緊急時給食、その関連業者など、自衛による影響を受ける事業者へ、事業規模や形態に見合った十分な支援を行うこと。

9. 持続化給付金、雇用調整助成金の申請を国に求めること。

10. 地域ごとの感染状況、受診や検査での医療機関の情報、有効な感染防止策(マスクの正しい使い方等)などをわかりやすく県民に知らせるとともに、知事が先頭にたって対策強化を発信すること。

以上

2020年12月15日時点:厚生労働省

第11号様式の11(第5条関係)

2020年度事務所状況報告書

会派・議員名 山村 幸穂

①・ 務活動 事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市西木辻町200番地の21 岡井ビル1階西側(店舗兼居宅) 電話 0742 (23) 3010 延べ床面積 約43.0m ²
③他用途との 兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 43.0m ² (a) うち政務活動使用面積 21.5m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 21.5/43.0 → 按分率 50%
⑥事務所賃借料 の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方: 後援会事務所との面積按分)
⑦駐車場代の 計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・ 維持管理費の 計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率)
⑨備考	賃貸借住宅標準契約書を添付 (平成17年8月31日付「契約書」第3条、契約内容に異議、変更がないとき、契約を継続するにしたがって、継続する)

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸借住宅標準契約書

田井ビル
1F面倒

平成 17 年 8 月 31 日



社团法人 奈良県地建物取引業協会制定

賃貸借契約書(店舗・事務所)

所在	奈良市西新町20番20、200番21	
物件名	浅井ビル(1F西側)	契約区画
構造	鉄骨造3階建	専有面積 約43m ² (13坪)

賃貸期間		平成17年9月1日～平成18年8月31日まで2年間					
保証金		円	税額	円	税額	円	税額
賃料	金80000	円	税額	円	税額	円	税額
共益費	(52)	円	税額	円	税額	円	税額
解約引		円	税額	円	税額	円	税額
礼金	金25000	円	税額	円	税額	円	税額
水道代	金3000	円	税額	円	税額	円	税額
支払期限	翌月分を毎月未定日迄に指定された方法で支払う。						
支払方法	(自動引き落付)銀行振込)郵便局銀行 (普通当座)預金	口座番号	名義人	支店			
使用目的	事務所	解約予告	貸主(6ヶ月前予告)	借主(1ヶ月前予告)			

特約条款	別紙特約条款参照

鍵預り書

鍵主	様	係目残/不正が発見されました	メーカー
			メーカー
			メーカー
			メーカー

捺印がかりした鍵を万一路失した場合、その鑰の交換費用を負担致します。

平成 年 月 日

店主 山村幸介

賃貸人（甲）と借主（乙）との間ににおいて、本日賃貸契約を締結し、その成立を証する

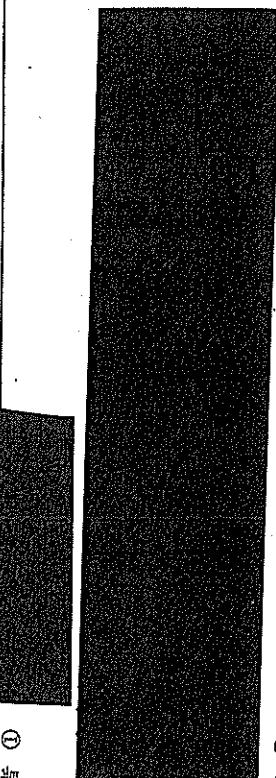
平成 年月
賃主（甲）住所
名称（氏名）

甲の代理人 住所
名称（氏名）

TEL

印

借主（乙）住所 名称（氏名）	奈良市、西木辻町27-6 グリーンマンション302号 L0742(23)3565
通帳保証人 住所 氏名 勤務先住所	山本幸穂 奈良県生駒郡大鋸町36
連帯保証人 住所 氏名 勤務先住所	（乙）との連絡 （乙）との連絡
借主（乙）の連絡 （乙）との連絡	（乙）の連絡
連帯保証人 住所 氏名 勤務先住所	（乙）との連絡 （乙）との連絡
仲介業者 ①	（乙）との連絡



仲介業者 ①

仲介業者 ②

- 第 1 条 (契約の締結)
賃主（以下「甲」という。）および借主（以下「乙」という。）は、本契約書（以下「本契約」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。
- 第 2 条 (使用目的)
乙は、本物件を店舗・事務所としてのみ使用しなければならない。
- 第 3 条 (居住)
2 乙は、本物件内に居住し、もしくは乙の家族、家族員その他の者の宿を居住させてはならない。
(契約期間)
契約期間は賃貸表示の賃貸期間と同一である。
- 第 4 条 (賃料)
1 賃料、共益費等は、月額を賃貸表示金額のとおりとし、乙は賃貸表示の支払期限、支払方法にて一括して支払うものとする。なお、送金手数料は乙の負担とする。
2 食料、共益費等は前条賃貸期間ごとに支払するものとする。
3 前項にかかるらず、契約期間中といえども、甲は法令の改正等による公租公賣もしくは土着に対する公租公賣もしくは本件の賃貸または賃貸等の権利、近傍同様の賃貸等の専有、占有の権利が生じたときは、前前項の他の権利を失うことは許さない。
4 本契約の始期または満期等の要領で、近傍同様の賃貸等はその月の日数による日割計算など、終期が月の中途の場合、賃料・共益費・建物料金等は完了月分金額を支払うものとする。
- 第 5 条 (保証金)
1 本契約締結と同時に、本契約に基づく債務を担保とするため保証金（以下「保証金」という。）として、保証金額を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を男爵法まで賃貸する場合、保証金等をもつて賃料、共益費等の債務をすることができない。
3 本物件の明け渡しがあるときは、保証金表示金額を償却するものとする。また甲は、保証金等の残額を無利息で乙に返還する。
4 ただし、甲は、本物件の明け渡し時に賃料の滞納、販売回数に著しい遅延の本契約から生じる乙の債務の不履行行為または、当該債務の額を保証金等から差し引くことができる。
5 乙は、保証金等に対する債務を第三者に賃貸主または賃客の担保の用に供してはならない。
- 第 6 条 (還付通知)
前項条（賃料、共益費等）に定める、乙が甲に支払うべき金額の支払いを達成したときは、各支払日の翌日から日数5営業日（以下「還付請求書」といふ）
- 甲は賃料本体および其の部分並びに其の賃料に必要な維持を行う義務を負う。
- 2 本物件内の窓、天井、床等に附する移設装置等（以下「負担」といふ）と當該の上架設するものとす。
- 3 前1・2項の受持修理所を委託した場合は、乙は速やかに甲に通知する義務を負い、かつ乙の負担に属する修理料金の負担を甲に負担する。
- 4 乙が以下の行為をする場合、甲に賃貸回面等を提出しらかじめ文書により甲の承認を得るものとする。これに該する費用は乙の負担とする。
一 本物件内の造作、間仕切り、遮光幕等の新設または撤去。
二 電灯、電話、給排水、ガスおよび電気設備の新設、増設、改修、変更等。
三 本物件の外観（出入り口戸、外壁、屋根等、シャッター等含む）に面等、直射その他のものを表示するとき。
四 本物件の器具の搬入搬出の扱い受けをするとき。
五 犬等おもよび広告看板等の取り替えをするとき。
六 犬等おもよび広告看板等の取扱いをするとき。
七 その他の本物件の形状を変更するとき。
(停止請求)
- 1 貸借権の保証、本物件の会員もしくは一部を第三者に転貸・共同使用等の行為を含む）すること。
2 甲の警戒面による承認を得ることなく、本物件の構築、改修、移設、改装もしくは模様替えまたは本物件の室内に置かれる工作物の設置を行なうこと。
3 本物件の内外において、危険な行為や、危険な行為、警笛、鳴き鳥、煙草、囁きその他の発生その他の際の迷惑になるよう企て行なや、衛生上有害となる行為をするものとする。
4 本件賃物の階段、廊下等の共用部分および敷地内に物を置き、殆ど自己に占有使用すること。
5 その他別に定めた旨規定に違反する行為をすること。

- 第 10 条 (届出義務)
1 乙は本契約締結時に、甲に対し商業登記簿副本を交付するものとする。本契約箇目中乙がその代表者、百号、会社組織、定款、定款、資本構成、住所、改印等本契約に抵触しない範囲の重要な変更があった場合は、遅滞なく甲に方ちその旨を通知するものとする。
2 乙は本物件における書類を付してその旨を通知するものとする。
3 乙は本件の賃貸表示の管轄管轄をあらかじめ甲に通知するものとする。また、管轄管轄を變更する場合も同様とする。
- （賃貸責任）
1 乙は本契約締結時に、甲に対し商業登記簿副本を交付するものとする。本契約箇目中乙がその代表者、百号、会社組織、定款、定款、資本構成、住所、改印等本契約に抵触しない範囲の重要な変更があった場合は、遅滞なく甲に方ちその旨を通知するものとする。
2 天災火災または行政処分により本件物件の全部または一部が滅失もしくは破損して本件の使用が不可能となつた場合、本契約は当然終了する。
3 本物件の維持・保全のため行なう工事に起つきこの際の毀損については、甲に請求するることはできない。

乙またはその使用者もしくはその預託者が保証または過失により、本契約および本物件運送並びに其用部分その他の損害を甲に賠償したときは、乙は直ちにその賠償を甲に返済しなければならない。

第 12 条

乙が、下記の各号の一に該当するとき、甲は直ちに本契約を解除することができる。
一、本契約にかかる入居申込書に於ける本物件の賃料、軒高、名前、その占有的全部または一部の争取をしたとき。
二、本契約による権利、他人への賃貸、軒高、名前、その占有的全部または一部の争取をしたとき。

三、本契約以外の目的に使用した場合。
四、本契約にかかる物件に危険となる行為および元際に迷惑を及ぼす行為をした場合。

五、本契約にかかる費用、共益費等の支払を 2 ケ月以上遅延して支拂したとき。

六、本契約にかかる費用、共益費等の支払をしてしまはれないとさりとけたとき。
七、賃主に何ら通知せずに解約したとき、または賃貸業者をせばねて賃貸を営んだとき、もしくは監督官署より監査免状もしくは許可を受けたとき。

八、本契約にかかる賃貸が解約されたとき。
九、監査官より監査免状もしくは許可を受けたとき。

十、乙が合併されたとき、または解約したとき。
十一、乙またはこの代受者が別事務所を選択を受けたとき。

十二、本契約の各項並びに附則を解約したとき。
十三、本件を以て貸主に対する優遇關係を損する行為があつたとき。

十四、甲は乙が前項に定める事項につき、本契約に違反する行為を示したときは、甲の指図する旨規定したときには、甲は乙と共に指図を遵守すべきことを誓約し、その期間内に履行しないときは甲が本契約を解約しようとするときは甲・乙と共に指図を守らざることとします。

十五、甲または乙が前項による解約になつたときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を甲に支拂うことにあり、即ちに本契約を解約するときは、乙が本契約を解約するときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を甲に支拂うことを誓約しなければならない。

十六、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、本件を原状に復して其条件を直す。

十七、甲が、本契約の賃貸借期間開始前にいわゆる本契約を解約するときは、乙は甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

十八、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、本件を原状に復して其条件を直す。

十九、乙が、本契約の賃貸借期間開始前にいわゆる本契約を解約するときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

二十、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

二十一、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

二十二、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

二十三、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

二十四、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

二十五、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

二十六、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

二十七、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

二十八、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

二十九、甲は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になつたときは、甲に付し 1 ケ月分の賃料および其の相当額を支拂うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

特約条項

① 乙は、借家人賠償責任保険（火災保険）を必ず、付保するものとする。

② 札金 25 万円は退去時に返還しないものとする。

③ 本物件は事務所としての利用であるため、それ以外に用途を変更する場合は甲の承諾を必要とします。

④ 本契約書第 13 条 1 項、2 項の原状回復に就いては、甲・乙立会協議の上、甲の承認あれば箇所廃置もあることとする。

⑤ 本契約書第 4 条の賃料、水道代は、下記郵便局へ振込支払をなすものとする。水道代金月額参千円は利用状況によつて甲・乙協議の上、価格改定を行う場合がある。振込にかかる手数料は乙の負担とする。

⑥ ポスター、旗等の広告物は室内に限り、窓に貼ること、室外に掲示することは禁止とします。

⑦ 本物件敷地内に自動車を駐車することは禁止です。自転車の置き場については、甲の家族の自動車の出入りに邪魔にならない箇所に置くようになります。

⑧ 看板の設置の際は、甲・乙協議の上、設置するこどとする。

⑨ 本物件の西側に自動販売機がおいてあります。甲によつて管理、維持するものとする。

⑩ 振込先

郵便局

以上

17年8月3日

重 要 事 項 説 明 書 (賃貸借)

宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

商 主たる事業所所在地
免 施番号
往たる事業所 事業所名
地 所在地
T E L

貸主名	田中ビル
所在地	奈良市西木辻町200番地の2

物件名	団井じいし 1F面積1 号室
所在地	奈良市西木辻町200番地の2
建物番号	造 3 階数
階層	別 屋舎兼居宅 間取り
電気	(専)・共用 (専)・共・無 (都市・1)
ガス	(専)・共・無 (都市・1)
水道	専・共用 (公営・井戸) 電 電有・無
排水	専・共・無 (専・汲取) 里 明 有・無
トイレ	専・共用 (承・汲取) エレベータ 有・無
阳台	(専)・共用 ベランダ 有・無
浴槽	湯 有・無

契約期間		平成17年9月1日より平成19年8月31日まで2年間		必要書類
項目	金額	消費税等	支拂額	
保証金・敷金	円	円	円	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票(入居者全員) <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 携帯電話料金(印鑑上)
礼金	金 250,000円	円	円	<input type="checkbox"/>
屏引	円	円	円	<input type="checkbox"/>
金質(月額)	金 80,000円	(税)	円	<input type="checkbox"/>
共益費(月額)	円	円	円	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 携帯電話料金(印鑑上)
駐車料(月額)	円	円	円	<input type="checkbox"/>
仲介手数料	金 80,000円	(税)	円	<input type="checkbox"/>
本道代	金 2,000円	(税)	円	<input type="checkbox"/>

供託者等	半島連携引業会会員会員の会所	財全国宅地建物取引業協会会員会	愛京都千代田区連携引業会会員会
に属する 説明事項	半島連携引業会会員会員の会所	財全国宅地建物取引業協会会員会	奈良県大安寺町116-3
説明事項	半島連携引業会会員会員の会所	東京法務省	奈良県千代田区連携引業会会員会
用	送 住居・店舗・事務所	私道負担 有 (無)	負担金無し

新規賃貸契約における特約事項
筆

《報酬表》

昭和四十五年建築省告示第千五百五十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条第一項（現行第四十六条第一項）の規定により、宅地建物取引業者が専売又は貸借の売買、交換又は賃借の契約又は媒介に關して、交付することのできる報酬の額を次のとおり定める。

第一 先買又は先換の媒介に關する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物(建物の一部を含む。以下同じ。)の売買又は交換の媒介に關して依頼者から受け取ることのできる報酬の額は、依頼者の一方につき、当該売買に係る代金の額(当該売買に係る報酬料率の算定等につき算出されるべき消費税額及び当該消費税額に相当する額を含むべきものとする。)又は当該支拂に相当する額を含むべきものとする。)又は当該支拂に相当する額を含むべき消費税額及び当該消費税額に相当する額を含むべきものとする。

2. 報酬標準として採用されるべき地方消費税額に相当する額を含むべきものとする。

3. 報酬標準として採用されるべき地方消費税額と保証料として取扱われるべき地方消費税額とに相当する額を含むべきものとするときは、これらの価額のうち最も低い額を含むべきものとする。

4. 報酬標準として採用されるべき地方消費税額に差があるときは、その差額を含むべきものとする。

5. 報酬標準として採用されるべき地方消費税額に差があるときは、その差額を含むべきものとする。

二百万円以下の金額	百分の五
二百万円を超える四百万円以下の金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の三

宅地又は建物（居の用に供する建物を除く。）の賃借で報酬金（報酬金その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、権利設定の対価として支払われる金額であつて返還されないものをいう。）の授受があるものの代理又は媒介に因して依頼者が受けたる報酬の額については、第三条は第四の規定にかかわらず、当該報酬金の額（当該賃借に係る特種資産の報酬等につき課せられたるべき地方消費税額に相当する額とします。）を第一又は第二の規定によることができます。

附 則（建設省告示第三十七号）

特 約 項	別1紙付等の條項参照。
賃 料	月額西電力 36-1201
支 拂 期	西井プロパン 61-2424
其 他 事 項	水道は専用の 火葬はありません。

契約解除に関する事項

1. 入居申込書に於ける書類の監査りする場合や、不正な手段により本物件を賃借したことき、契約解除手続に於てもお断りする場合があります。
1. 本契約上の手付は解除手付として当該の一方が契約の履行に着手するまでは債務者である。その手付は放棄して貸主は、その倍額を償還して契約の解除をする。
1. 借主が下記指定期日までに契約の履行がなされない時は、前項による解除権を行使したるものとする。
1. 本物件の内外に於て、動物（ペット等）の飼育をした場合は即時契約を解除できるものとする。
1. 管理料等の支払を2ヵ月分以上滞して滞納の時は催告なしで契約の解除をすることができる。
1. 借主又は入居者（同居者を含む）が暴力団ないし過激派関係者と判明した時は即時契約を解除する。
1. 契約を解約する場合~~を~~カ月前に解約通知予告を甲に対し書き面をもってしなければならない。

手付日	法済日	引渡日	日割家賃
平成17年8月15日 万円	平成17年8月15日	平成17年8月15日	平成17年8月15日

上記の通り重要事項の説明をうけ、重要な事項説明書を受領しました。

平成17年8月3日
生所 余良市西村近江226番地
ウチニシノミツヨシマツコウジ
13025

2020年度雇用状況報告書(その1)

会派・議員名 山村 幸穂

① 雇用者	氏名 住所 電話番号																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③ 雇用期間	2020年4月1日～2021年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/>按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する(他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>(17日) 56.0</td> <td>88.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>(17日) 61.0</td> <td>86.5</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>(21日) 82.5</td> <td>112.5</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>(21日) 76.0</td> <td>111.0</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>(19日) 62.0</td> <td>80.0</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>(19日) 72.0</td> <td>94.0</td> <td>22.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合 () → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	4月	(17日) 56.0	88.0	32.0	5月	(17日) 61.0	86.5	25.5	6月	(21日) 82.5	112.5	30.0	7月	(21日) 76.0	111.0	35.0	8月	(19日) 62.0	80.0	18.0	9月	(19日) 72.0	94.0	22.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
4月	(17日) 56.0	88.0	32.0																										
5月	(17日) 61.0	86.5	25.5																										
6月	(21日) 82.5	112.5	30.0																										
7月	(21日) 76.0	111.0	35.0																										
8月	(19日) 62.0	80.0	18.0																										
9月	(19日) 72.0	94.0	22.0																										
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2020年度雇用状況報告書(その2)

会派・議員名 山村 幸穂

① 用者	氏名 住所 電話番号																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③ 雇用期間	2020年4月1日～2021年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1/1 い、その分を政務活動費として充当する(他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>(18日)</td> <td>69.0時間</td> <td>94.5時間 25.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>(18日)</td> <td>64.5</td> <td>93.0 28.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>(18日)</td> <td>67.0</td> <td>90.0 23.0</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>(18日)</td> <td>60.5</td> <td>108.0 45.5</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>(17日)</td> <td>69.0</td> <td>91.5 22.5</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>(21日)</td> <td>81.5</td> <td>118.5 37.0</td> </tr> </tbody> </table>		月	政務活動時間	出退勤時間	その他時間(参考)	10月	(18日)	69.0時間	94.5時間 25.5時間	11月	(18日)	64.5	93.0 28.5	12月	(18日)	67.0	90.0 23.0	1月	(18日)	60.5	108.0 45.5	2月	(17日)	69.0	91.5 22.5	3月	(21日)	81.5	118.5 37.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他時間(参考)																										
10月	(18日)	69.0時間	94.5時間 25.5時間																										
11月	(18日)	64.5	93.0 28.5																										
12月	(18日)	67.0	90.0 23.0																										
1月	(18日)	60.5	108.0 45.5																										
2月	(17日)	69.0	91.5 22.5																										
3月	(21日)	81.5	118.5 37.0																										
<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 /																													
<input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /																													
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)。																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名

住所

（出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2020（令和2）年4月1日から2021（令和3）年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地）

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県会議員団

所在地 奈良市登大路町30奈良県庁内（議会棟 日本共産党議員控室）

（身分）

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附保等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する

（出向期間中の費用）

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(福利厚生)

第十一條 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二條 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三條 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況
 - ニ その他甲から求められた事項

(疑義の解決)

第十四條 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

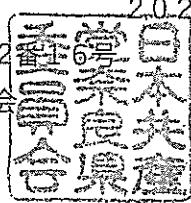
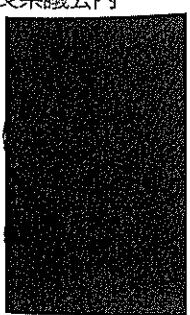
第十五條 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

(変更及び解除)

第十六條 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2020(令和2)年4月1日

所在地	奈良市四条大路2丁目2番16号	
甲 事業所名	日本共産党奈良県委員会	
代表者	委員長 細野 歩	
所在地	奈良市登大路町30番地奈良県議会内	
乙 事業所名	日本共産党奈良県会議員団	
県議会議員	山村 幸穂	
県議会議員	今井 光子	
県議会議員	小林 照代	
県議会議員	太田 敦	

政務活動補助業務賃金台帳（2020年度）

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

議員名	日本共産党奈良県会議員団】	雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	賃与											
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
労働日数		17	17	21	21	19	19	18	18	18	18	18	18	18	18	17	21	合計
労働時間数		56.0	61.0	82.5	76.0	62.0	72.0	69.0	64.5	67.0	60.5	69.0	60.5	69.0	60.5	69.0	81.5	
時間外労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
休日労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
深夜労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基本給	100,800	109,800	148,500	136,800	111,600	129,600	124,200	116,100	120,600	108,900	124,200	146,700						
通勤手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
給支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

領收印

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。